



REPORT 2022

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives



新函館農業協同組合

新函館農業協同組合

DISCLOSURE CONTENTS

| | |
|-----------------------|----|
| ごあいさつ | 1 |
| I. JA新はこだての概要 | |
| 1. 基本理念・基本方針・基本目標 | 2 |
| 2. 主要な業務の内容 | 4 |
| 3. 経営の組織 | 8 |
| 4. 社会的責任と地域貢献活動 | 12 |
| 5. リスク管理の状況 | 14 |
| 6. 自己資本の状況 | 20 |
| II. 業績等 | |
| 1. 直近の事業年度における事業の概況 | 21 |
| 2. 最近5年間の主要な経営指標 | 22 |
| 3. 決算関係書類（2期分） | 23 |
| III. 信用事業 | |
| 1. 信用事業の考え方 | 39 |
| 2. 信用事業の状況 | 40 |
| 3. 貯金に関する指標 | 42 |
| 4. 貸出金等に関する指標 | 43 |
| 5. リスク管理債権残高 | 46 |
| 6. 金融再生法に基づく開示債権残高 | 47 |
| 7. 有価証券に関する指標 | 48 |
| 8. 有価証券等の時価情報 | 49 |
| 9. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | 51 |
| 10. 貸出金償却の額 | 51 |
| IV. その他の事業 | |
| 1. 営農指導事業 | 52 |
| 2. 共済事業 | 52 |
| 3. 販売事業 | 54 |
| 4. 保管・その他事業 | 54 |
| 5. 購買事業 | 55 |
| V. 自己資本の充実の状況 | |
| 1. 自己資本の構成に関する事項 | 56 |
| 2. 自己資本の充実度に関する事項 | 58 |

| | |
|---|----|
| 3. 信用リスクに関する事項 | 61 |
| 4. 信用リスク削減手法に関する事項 | 65 |
| 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 | 66 |
| 6. 証券化エクスポージャーに関する事項 | 66 |
| 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに 関する事項 | 67 |
| 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項 | 68 |
| 9. 金利リスクに関する事項 | 69 |

VI. 連結情報

| | |
|---|----|
| 1. 組合およびその子会社等の主要な事業の 内容および組織の構成 | 71 |
| 2. 連結事業概況（令和3年度） | 71 |
| 3. 連結貸借対照表・連結損益計算書・ 連結キャッシュ・フロー計算書・ 連結注記表及び連結剰余金計算書 | 72 |
| 4. 連結事業年度のリスク管理債権の状況 | 89 |
| 5. 連結事業年度の金融再生法に基づく開示債権 の状況 | 90 |
| 6. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標 | 91 |
| 7. 連結事業年度の事業別経常収支等 | 91 |
| 8. 連結自己資本の充実の状況 | 92 |

VII. 役員等の報酬体系

| | |
|--------|-----|
| 1. 役員 | 106 |
| 2. 職員等 | 107 |
| 3. その他 | 107 |

VIII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

| |
|-----|
| 108 |
|-----|

IX. 沿革・歩み

| |
|-----|
| 109 |
|-----|

X. 記載項目

| |
|-----|
| 111 |
|-----|

◆ごあいさつ

～道南農業と地域社会の発展のために～

皆さまには、平素より私ども J A 新はこだてをお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当 J A は平成14年2月に管内13 J A が合併し発足して以来、地域と「共生」する J A グループの一員として、道南農業の振興と農家経済の向上はもとより、地域社会の発展・繁栄に貢献する J A を目指し、運営を続けております。

あわせて、金融機関としての健全性と信頼性の確保のために、財務体質の強化と一層の合理化・効率化にも取り組み、着実にその歩みを進めているところであります。これもひとえに皆さまから寄せられた温かいご支援の賜物と、深く感謝申し上げます。

さて、本紙の「J A 新はこだて REPORT2022」は、経営方針、業務内容、最近の業績等について、皆様にご紹介することを目的として作成したものであり、当 J A へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

これからも皆様に信頼いただける金融機関として、経営の健全性確保、金融機能の充実・強化、収益力向上に取り組んでまいり所存であります。

J A 新はこだては、道南農業と地域社会の発展のために全役職員が一丸となり、総力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも組合員、地域利用者皆様のより一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



令和4年5月

新函館農業協同組合
代表理事組合長 横道 重人

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

ディスクロージャー資料は、金融機関をご利用になる皆様が各金融機関の経営方針や、財務内容等の開示された情報を基に、ご自由に金融機関の選択ができるようにするとともに、ご利用になる皆様の厳しい選択の目のもとに各金融機関が率先して自己規正を図り、経営の健全性を確保することを目的としています。

I. JA新はこだての概要

1. 基本理念・基本方針・基本目標

I. JA新はこだての基本理念

1. 夢ある農業づくりと心豊かな地域づくり

私たちは、地域農業の絶え間ない発展を目指す取り組みに邁進するとともに、各事業の総合力を発揮しながら、農協利用を通じて組合員の営農と生活の安定・向上を実現します。さらに各種の利用を通じて地域社会に貢献すると共に、健全な経営の維持に努めながら地域の人々に信頼されるJA作りを進めます。

2. 未来に向けた事業展開とたゆまぬ研究開発

環境の変化に即応しながら、効率よく能力が発揮できる業務改善を進めるとともに、JAの強みを発揮した事業展開により健全経営と経営基盤の強化を図ります。また、組合員及び地域社会のニーズを的確に把握しながら、これらの期待に応える研究開発を積極的に実施します。

3. 情熱とチャレンジ精神をもった人づくり

JAの将来を担う人づくりを積極的に進めるため、生産組織の充実をさらに強化します。また、JA内には将来に向けた人材の育成を図るとともに、専門職員として発想の転換と創意工夫にチャレンジする姿勢を常に求め続け、プロフェッショナルを育成します。

II. JA新はこだての基本方針

『積極的な自己改革の実践』

～未来へ続く総合農協を目指して～

●改革の3本柱

1. 「これまでの慣習に囚われない意識改革」
2. 「総合事業を堅持していくための事業改革」
3. 「人づくり人財育成改革」

Ⅲ. J A新はこだての基本目標

1. 農業所得の増大

販売体制の確立・経費削減などによる所得向上対策の実践

⇒多様な消費者ニーズを把握した中での生産・販売体制の確立のほか、資材の安価供給等によるコスト低減により所得向上を図ります。

2. 経営サポート

持続可能な農業生産に向けた省力化及び雇用確保対策による経営サポート

⇒農作業の省力化・効率化に向けた新技術等の導入に関する情報提供に努めるとともに多様な労働力確保手段を有効活用し、組合員の労働負担軽減に取り組みます。

3. 経営基盤強化

劇的に変化する事業環境に対応するための経営基盤強化

⇒自己資本増強による経営基盤の充実を図るとともに、経営の健全性に向けてコンプライアンス遵守の徹底を図ります。

4. 職員教育

組合員との更なる信頼関係構築に向けた職員教育の実践

⇒職員個々が必要な知識の習得に努めるとともに、組合員の立場から考え、的確な支援ができる職員の育成に取り組みます。

5. J Aサポーターづくり

食と農でつながるJ Aサポーターづくりに向けた活動の実践

⇒地域貢献活動、食農教育を通じて新たなJ Aのサポーターづくりに取り組むとともに、広報誌・ホームページ等を活用し、J Aの活動に対し理解と共感の醸成を図ります。

J A綱領 — わたしたちJ Aのめざすもの —

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J Aへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J Aを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

| 種 類 | 期間 | 預入額 | 特色・内容 | |
|-------|---------------|---|--|--|
| 普通貯金 | 定めなし | 1円以上 | お手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。 | |
| 総合口座 | 定めなし | 1円以上 | 普通貯金の機能に加えて、一つの通帳に定期貯金がセットできるのが特色で、定期貯金の残高の90%以内（最高300万円）で自動融資を受けられます。 | |
| 貯蓄貯金 | 定めなし | 1円以上 | 普通貯金や総合口座のように自動受取・自動支払の機能はありませんが、金額階層別に金利設定されている貯金です。また、キャッシュカードもご利用いただけます。 | |
| 定期貯金 | スーパー定期貯金 | 1ヶ月以上 5年以内 | 1円以上 | 短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りでの預入期間3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。 |
| | 期日指定定期貯金 | 最長3年 (据置期間1年) | 1円以上 | 1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しになります。また、元金の一部お引き出しもできます。 |
| | 大口定期貯金 | 1ヶ月以上 5年以内 | 1千万円以上 | 大口資金の高利回り運用に最適です。 |
| | 変動金利定期貯金 | 1年以上 3年以内 | 1円以上 | お預け入れ日から半年ごとに、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化にすばやく対応することができます。 |
| 財形貯金 | 一般財形貯金 | 3年以上 | 1円以上 | 給料からの天引きで、お勤めの方々の財産作りには最適な積立貯金です。 |
| | 財形年金貯金 | 積立期間：5年以上 据置期間：6ヶ月以上 ：5年以内 受取期間：5年以上 ：20年以内 | 1円以上 | 給料からの天引きで、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで（財形住宅と合算）退職後においても非課税の特典が受けられるところです。 |
| | 財形住宅貯金 | 5年以上 | 1円以上 | 給料からの天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで（財形年金と合算）非課税の特典が受けられるところです。 |
| 定期積金 | 6ヶ月以上 5年以内 | 1千円以上 | 目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は6ヶ月以上5年以内の間で自由に選べますから、プランにそって無理なく目標が達成できます。 | |
| 譲渡性貯金 | 1週間以上 5年以内 | 1千万円以上 | 大口の余裕資金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。 | |

*商品・サービスご利用にあたっての留意事項

貯金商品やサービスにつきまして、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でおたずねいただくなど、よく確認のうえご利用ください。

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

| 種 類 | 資金のお使いみちなど | ご融資金額 | ご融資期間 |
|-------------|-----------------------------|--------------|------------------------|
| 住 宅 ロ ー ン | 住宅の新築・購入・リフォーム、土地の購入。 | 最高10,000万円まで | 40年以内 |
| 教 育 ロ ー ン | ご子弟の入学資金・授業料など学費の支払い、下宿代など。 | 1,000万円まで | 10年以内 (在学期間は元金据置も可) |
| マイカーローン | 乗用車・オートバイの購入資金。 | 1,000万円まで | 10年以内 |
| フ リ ー ロ ー ン | 資金使途に限定ありません。 | 最高500万円まで | 10年以内 |

*商品・サービスご利用にあたっての留意事項

1. ローン商品につきましては、金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でおたずねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。
2. ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法(返済日、返済額など)、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意ください。

■為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしております。

| 内 国 為 替 の 取 扱 い 手 数 料 | | | | |
|-----------------------|----------------|---------|-------------|---------|
| | 種 類 | 農協系統他店宛 | 農協系統以外の金融機関 | |
| | | | 文書扱い | 電信扱い |
| 振込手数料 | 1万円未満 | 110円/1件 | 330円/1件 | 440円/1件 |
| | 1万円以上 5万円未満 | 220円/1件 | 440円/1件 | 550円/1件 |
| | 5万円以上 | 440円/1件 | 660円/1件 | 770円/1件 |
| 代金取立 | | 440円/1通 | 660円/1件 | |

※上記手数料には消費税(10%)が含まれています。

共済事業

J A 共済は、組合員・地域の皆さまの暮らしのパートナーでありたいと考えています。『ひと・いえ・くるま』の総合保障で、毎日の生活を大きくサポートします。

| | こんな方におすすめです | 共済の種類 | |
|-----------------------|------------------------------|------------------|--|
| ひと の保障 | 万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方 | 一生涯の万一保障 | 終身共済 |
| | 貯蓄しながら万一のときにも備えたい方 | 万一保障と貯蓄 | 養老生命共済 |
| | お手頃な共済掛金で万一のときに備えたい方 | 共済期間が選べる 万一保障 | 定期生命共済 |
| | 病歴や健康状態に不安がある方 | ご加入しやすい万一保障 | 引受緩和型終身共済 |
| | まとまった資金を活用したい方 | 一生涯の万一保障 | 一時払終身共済 (甲2810) |
| | 病気やケガに備える医療保障がほしい方 | 新しくなった充実の医療保障 | NEW 医療共済 メディフル |
| | 病歴や健康状態に不安がある方 | ご加入しやすい医療保障 | 引受緩和型医療共済 |
| | がん到手厚く備えたい方 | 充実のがん保障 | がん共済 |
| | 身近な生活習慣病のリスクに備えたい方 | 特定疾病の保障 | 身近なリスクに そとエール 特定疾病共済 |
| | 身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方 | 就労不能の保障 | 働くわたしの そとエール 生活障害共済 |
| | 一生涯にわたる介護の不安に備えたい方 | 一生涯の介護保障 | 介護共済 |
| | まとまった資金を活用したい方 | 一生涯の介護保障 | 一時払介護共済 |
| | 一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方 | 一生涯の認知症保障 | NEW いつまでもわたしらしく 認知症共済 |
| | 老後の生活資金の準備を始めたい方 | 老後の保障 | 予定利率変動型年金共済 ライフロード |
| お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方 | お子さま・お孫さまの保障 | こども共済 | |
| 災害によるケガ・死亡に備えたい方 | 災害によるケガ・死亡の保障 | 傷害共済 | |
| いえ の保障 | 火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方 | 建物や家財の保障 | 建物更生共済 むてきプラス |
| | 火災や落雷による建物・家財の損害に備えたい方 | 建物や家財の保障 | 火災共済 |
| くるま の保障 | 自動車事故による賠償やケガ・修理に備えたい方 | くるまの保障 | 自動車共済 |
| | 自動車を運転するすべての方 | くるまの保障 | 自賠償共済 |
| その他の保障 | 農業において発生する様々なリスクに備えたい方 | 農業における賠償リスクを保障 | NEW フェアラスト 農業者賠償責任共済 |

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

【22012102028】

指導事業

指導事業は、組合員の営農活動がより合理的・効率的に行われるよう、営農技術・経営改善指導を行うとともに、地域における農業生産力の維持・拡大を通じて、地域社会の発展に貢献するJAの要の事業です。その役割は、組合員農家の所得向上を目指した経営・技術指導ばかりではなく、地域農業振興計画の策定、土地基盤の整備、土地・資本・労働力・機械・施設などの有効利用をはかる地域営農集団など、地域全体の営農を組織化する役割を担っております。

購買事業

農業生産に必要な資材を組合員に代わって共同購入し、組合員に供給するのが購買事業です。予約による計画的な大量購入によって有利な価格で仕入れ、流通経費を節約して組合員により安く・安全で・良い品物を安定的に供給することを目的としております。

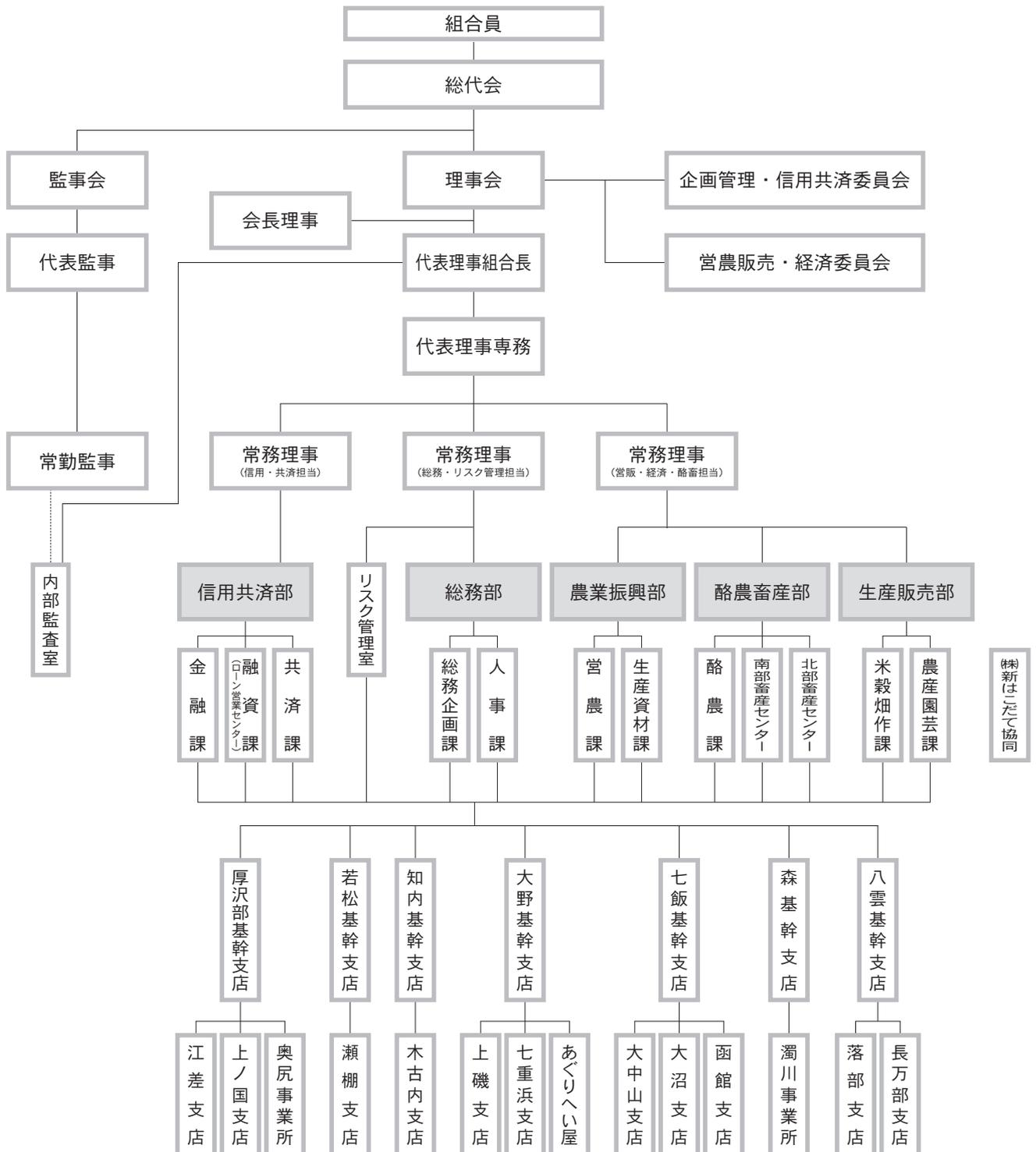
販売事業

販売事業は、組合員が安定した農業所得を確保することを目的とし、生産物を組合員に代わって、JAが共同で販売する事業です。

農産物の価格は、市場での需要と供給のバランスで決まりますが、天候に左右されたり、貯蔵のきかないものも多く、供給量がアンバランスになり、不安定になりやすい状況にあります。それを是正し、適正な販売価格を実現するため、計画的な一元集荷、共同選別、さらに市場動向に対応した多元販売などによる、共同販売体制を確立し、安定した農業所得の実現を進めております。

3. 経営の組織

①組織機構図（令和4年4月末現在）



②組合員数

(令和4年1月末現在)

| 区分 | 令和2年度末 | 令和3年度末 | 増減 |
|-------|--------|--------|-------|
| 正組合員数 | 2,036 | 1,986 | ▲ 50 |
| 個人 | 1,955 | 1,899 | ▲ 56 |
| 法人 | 81 | 87 | 6 |
| 准組合員数 | 12,597 | 12,470 | ▲ 127 |
| 個人 | 12,374 | 12,251 | ▲ 123 |
| 法人 | 223 | 219 | ▲ 4 |
| 合計 | 14,633 | 14,456 | ▲ 177 |

③組合員組織の状況

(令和4年1月末現在)

| 組織名 | 構成員数 |
|---------------|------|
| 青年部 | 219名 |
| 女性部 | 335名 |
| 青果物生産組合連合会 | 862名 |
| 馬鈴しょ協議会 | 27名 |
| 酪農生産部会 | 140名 |
| 南渡島酪農ヘルパー利用組合 | 44名 |
| あか牛生産振興会 | 37名 |
| 農政連絡協議会 | 360名 |
| 農業生産法人ネットワーク | 19名 |

当JAの組合員組織を記載しています。

④地区一覧

松前町、福島町、知内町、木古内町、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、函館市、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町の一円
せたな町大成区、せたな町瀬棚区、せたな町北檜山区の新成、太櫓、共和、栄、若松、二俣、富里、小川

⑤理事及び監事の氏名及び役職名

■役員一覧

(令和4年4月末現在)

| 役員 | 氏名 | 役員 | 氏名 |
|------|--------|----|-------|
| 会長 | 島横 山道 | 理事 | 鈴木 木 |
| 代表理事 | 加藤 藤 | 理事 | 佐々木 保 |
| 代表理事 | 佐藤 柳 | 理事 | 丹原 松 |
| 代表理事 | 二川 本 端 | 理事 | 小笠原 橋 |
| 代表理事 | 高瀬 谷 | 理事 | 笠原 崎 |
| 代表理事 | 伊勢 田 | 理事 | 岡崎 澤 |
| 代表理事 | 舟田 田 | 理事 | 椋東 出 |
| 代表理事 | 平野 野 | 理事 | 小坂 坂 |
| 代表理事 | 浅森 大 | 代表 | 落鷲 合 |
| 代表理事 | 大田 中 | 代表 | 鷲小 田 |
| 代表理事 | 時田 下 | 代表 | 小北 澤 |
| 代表理事 | 山 下 | 代表 | 稗 貫 |
| 代表理事 | 一人 喜 | 代表 | 昭勝 也 |
| 代表理事 | 喜嗣 寛 | 代表 | 章子 悟 |
| 代表理事 | 寛裕 巳 | 代表 | 子一 史 |
| 代表理事 | 志一 隆 | 代表 | 和寛 寛 |
| 代表理事 | 志貢 一 | 代表 | 修永 栄 |
| 代表理事 | 喜雄 一 | 代表 | 馬光 光 |
| 代表理事 | 喜雄 一 | 代表 | 昭勝 也 |
| 代表理事 | 喜雄 一 | 代表 | 章子 悟 |
| 代表理事 | 喜雄 一 | 代表 | 子一 史 |
| 代表理事 | 喜雄 一 | 代表 | 和寛 寛 |
| 代表理事 | 喜雄 一 | 代表 | 修永 栄 |
| 代表理事 | 喜雄 一 | 代表 | 馬光 光 |

⑥会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第37条の2の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

⑦事務所の名称及び所在地

J A新はこだて

■店舗一覧

(令和4年4月末現在)

| 店舗名 | 住 所 | 電話番号 | ATM設置台数 |
|-----------|---------------------|--------------|---------|
| 本店 | 北斗市本町1丁目1番21号 | 0138-77-5555 | — |
| 厚 沢 部 支 店 | 檜山郡厚沢部町新町183番地3 | 0139-64-3321 | 1 |
| 江 差 支 店 | 檜山郡江差町字水堀町51番地 | 0139-53-6131 | — |
| 上ノ国支店 | 檜山郡上ノ国町字大留157番地の2 | 0139-55-2321 | — |
| 奥尻事業所 | 奥尻郡奥尻町字青苗323-1 | 01397-3-2131 | — |
| 若 松 支 店 | 久遠郡せたな町北檜山区若松300番地1 | 0137-85-1331 | 1 |
| 瀬 棚 支 店 | 久遠郡せたな町瀬棚区本町485番地1 | 0137-87-3111 | — |
| 知 内 支 店 | 上磯郡知内町字重内66番地102 | 01392-5-5511 | 1 |
| 木 古 内 支 店 | 上磯郡木古内町字本町545番地1 | 01392-2-3151 | 1 |
| 大 野 支 店 | 北斗市本町1丁目1番21号 | 0138-77-7770 | 1 |
| あぐりへい屋 | 北斗市東前62番地 | 0138-77-7779 | — |
| 上 磯 支 店 | 北斗市中野通324番地2 | 0138-73-2121 | 1 |
| 七 重 浜 支 店 | 北斗市七重浜4丁目38番5号 | 0138-49-2558 | 1 |
| 七 飯 支 店 | 亀田郡七飯町本町3丁目18番52号 | 0138-65-2556 | 1 |
| 函 館 支 店 | 函館市湯川町3丁目16番9号 | 0138-57-5521 | 1 |
| 大 沼 支 店 | 亀田郡七飯町字大沼町779番地3 | 0138-67-2350 | 1 |
| 大 中 山 支 店 | 亀田郡七飯町大川6丁目2番8号 | 0138-65-2113 | 1 |
| 森 支 店 | 茅部郡森町字森川町278番地2 | 01374-2-2386 | — |
| 濁 川 事 業 所 | 茅部郡森町字濁川231番地19 | 01374-7-3316 | — |
| 八 雲 支 店 | 二海郡八雲町末広町161番地 | 0137-62-2121 | 1 |
| 落 部 支 店 | 二海郡八雲町落部28番地 | 0137-67-2111 | — |
| 長 万 部 支 店 | 山越郡長万部町字長万部450番地1 | 01377-2-3122 | — |

■店舗外ATMの設置状況

(令和4年4月末現在)

| 店舗名 | 住 所 | 電話番号 | ATM設置台数 |
|-----------------------|-------------------|--------------|---------|
| 鶉ATMコーナー | 檜山郡厚沢部町鶉町16番地 | 0139-64-3321 | 1 |
| Aコープ館店内 | 檜山郡厚沢部町館町137番地 | 0139-64-3321 | 1 |
| 上ノ国支店 資材店舗内 | 檜山郡上ノ国町字大留157番地の2 | 0139-55-2321 | 1 |
| ホクレン 乙部給油所内 | 爾志郡乙部町字館浦494番地1 | 0139-62-3450 | 1 |
| ファーマーズマー ケットあぐりへい屋 | 北斗市東前62番地 | 0138-77-7771 | 1 |
| スーパーアークス 七飯サウス店内 | 亀田郡七飯町大川2丁目1-3 | 0138-66-7666 | 1 |
| ホクレンショップ 森 店 内 | 茅部郡森町森川町228-18 | 01374-3-2260 | 1 |
| Aコープ八雲店内 | 二海郡八雲町本町125 | 0137-62-2125 | 1 |

(株)新はこだて協同

■店舗一覧

(令和4年4月末現在)

| 店舗名 | 住所 | 電話番号 | 備考 |
|----------|-------------------|--------------|----|
| 本社 | 北斗市本町1丁目1番21号 | 0138-77-5560 | |
| 上ノ国給油所 | 檜山郡上ノ国町字大留157 | 0139-55-2207 | |
| 乙部給油所 | 爾志郡乙部町字館浦494番地1 | 0139-62-3450 | |
| 厚沢部給油所 | 檜山郡厚沢部町本町45-15 | 0139-64-3303 | |
| 若松給油所 | 久遠郡せたな町北檜山区若松519 | 0137-85-1713 | |
| 知内給油所 | 上磯郡知内町字重内31番地309 | 01392-5-5110 | |
| 木古内給油所 | 上磯郡木古内町字大平27番地14 | 01392-2-2133 | |
| 大野給油所 | 北斗市本町716-15 | 0138-77-7775 | |
| 大中山給油所 | 亀田郡七飯町大川6丁目2-2 | 0138-65-4350 | |
| 駒ヶ岳給油所 | 茅部郡森町字森川町304-2 | 01374-2-0631 | |
| 濁川給油所 | 茅部郡森町字濁川231-19 | 01374-7-3316 | |
| 八雲給油所 | 二世郡八雲町相生町92番地3 | 0137-62-3535 | |
| 長万部給油所 | 山越郡長万部町字長万部450番地1 | 01377-2-2316 | |
| 大中山ガス事業所 | 亀田郡七飯町大川6丁目2-2 | 0138-65-4350 | |
| Aコープ厚沢部店 | 檜山郡厚沢部町新町183番地3 | 0139-64-3104 | |
| Aコープ館店 | 檜山郡厚沢部町館町137番地 | 0139-66-2211 | |
| 厚沢部整備工場 | 檜山郡厚沢部町本町77 | 0139-64-3341 | |
| 知内整備工場 | 上磯郡知内町字重内66-122 | 01392-5-6360 | |
| 八雲整備工場 | 二世郡八雲町相生町92番地3 | 0137-63-3377 | |

⑧共済代理店の状況

(令和4年4月末現在)

| 区分 | 氏名又は名称 (商号) | 所在地 |
|-------|----------------------|---------------------|
| 共済代理店 | (有)小松モータース | 北海道上磯郡知内町字重内31番地142 |
| | (株)吉田自動車工業 | 北海道上磯郡知内町字森越49-7 |
| | (有)木古内車輜整備工場 | 北海道上磯郡木古内町字新道86 |
| | 三協自動車(株) | 北海道北斗市久根別2丁目31番地14号 |
| | (有)武田自動車工業 | 北海道北斗市清水川213-8 |
| | (有)大野ヤマザキ自動車工業 | 北海道北斗市本町3丁目12-16 |
| | (有)大塚自工 | 北海道亀田郡七飯町大中山2丁目8番2号 |
| | (有)古館自動車サービスセンター | 北海道亀田郡七飯町字藤城8 |
| | (有)佐々木自動車整備工場 | 北海道茅部郡森町字富士見町163-48 |
| | (有)佐々木農機 | 北海道北斗市大工川178 |
| | (有)森自動車整備工場 | 北海道亀田郡七飯町字中島30-7 |
| | 石川自転車商会 | 北海道北斗市本町2丁目11-1 |
| | カーテックさとう | 北海道檜山郡江差町字中綱町184 |
| | カー・サービス・カンパニー・SASAKI | 北海道北斗市茂辺地4丁目3番18号 |
| | 赤沼自動車钣金塗装 | 北海道上磯郡知内町字中ノ川24-42 |
| | (株)財津自工 | 北海道亀田郡七飯町字大沼町694番地 |
| | (株)新はこだて協同厚沢部整備工場 | 北海道檜山郡厚沢部町本町77 |
| | (株)新はこだて協同八雲整備工場 | 北海道二世郡八雲町相生町92-3 |
| | 古谷モーター商会 | 北海道檜山郡厚沢部町鶉町41-1 |
| | (株)大橋自動車整備工場 | 北海道檜山郡厚沢部町館町71-4 |
| | 高井サービス工場(株) | 北海道檜山郡厚沢部町館町11-16 |
| | (株)ツイン | 北海道上磯郡木古内町字新道43-23 |
| | (株)豊自動車整備工場 | 北海道北斗市昭和1丁目19-3 |
| | (株)ジェイエイ・エネルギー販売 | 北海道函館市昭和4丁目42番40号 |
| | 相原自動車整備工場 | 北海道茅部郡森町字尾白内町974 |
| | (株)壺山山下自動車工業 | 北海道檜山郡厚沢部町鶉町33番地 |

4. 社会的責任と地域貢献活動

J A新はこだでは、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町の一円、せたな町大成区、せたな町瀬棚区、せたな町北檜山区の新成、太櫓、共和、栄、若松、二俣、富里、小川を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当J Aの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当J Aは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J Aの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

なお、資格別の組合員数及び出資金額の内訳は次のとおりです。

(令和4年1月末現在)

| 区 分 | 組合員数 (人) | 出資金額 (千円) |
|---------|----------|-----------|
| 正 組 合 員 | 1,986 | 2,851,060 |
| 准 組 合 員 | 12,470 | 417,486 |
| 合 計 | 14,456 | 3,268,546 |

◇地域からの資金調達状況◇

組合員や地域の皆様からお預りした貯金残高は、112,391百万円となっております。
なお、貯金者別の残高内訳は次のとおりです。

(令和4年1月末現在)

| 区 分 | 金 額 (百万円) |
|-----------------|-----------|
| 組 合 員 貯 金 | 85,884 |
| 組 合 員 以 外 の 貯 金 | 26,507 |
| 合 計 | 112,391 |

◇地域への資金供給状況◇

組合員をはじめ、地域の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体へも融資し、地域経済の発展・向上に貢献しています。

(令和4年1月末現在)

| 区 分 | 金 額 (百万円) | 構 成 比 |
|---------------|-----------|--------|
| 組 合 員 等 | 35,831 | 86.9% |
| 地 方 公 共 団 体 等 | 1,732 | 4.2% |
| そ の 他 | 3,672 | 8.9% |
| 貸 出 金 銭 高 合 計 | 41,236 | 100.0% |

◇文化的・社会貢献に関する活動◇

1. 文化的・社会的貢献

○地域で採れた食材を学校給食や福祉施設へ寄贈

J A新はこだて管内では、各地域において地元で生産された農産物などを学校給食や福祉施設へ寄贈しています。

○食育授業

管内の園児、小・中学生、高校生と農業体験や施設見学などの食農教育を中心とする教育実践を通じ、「農業に対する理解」や「食の大切さ」を知ってもらい、農業のファン層の拡大及び地域の発展に貢献することを目的として行っています。

○地域との交流

地域の皆様に日頃の感謝を込めて、各地区で夏まつりや収穫祭を開催しているほか、少年野球大会への協賛等、各地のイベントへ積極的に参加しています。各イベントでは、J Aならではの新鮮な農畜産物や料理を提供し、組合員や地域住民との交流を深めています。

○交通安全運動・清掃活動

交通安全運動期間に地域住民と一緒に街頭に立ち、啓発活動を行うとともに、支店周辺の道路の清掃活動を行うなど、地域貢献活動にも積極的に取り組んでいます。



2. 利用者ネットワークの取り組み

○年金友の会

年金友の会では、旅行や愛好者による「パークゴルフ大会」等を開催しています。

3. 情報提供活動

○広報誌「えすぽわーる」、コミュニティー誌「しんはこ 農 K-know」の発行

J Aと組合員を結ぶ広報誌「えすぽわーる」や、J Aと地域の皆様を結ぶコミュニティー誌「しんはこ 農 K-know」の発行により、各地域のイベントやJ A活動の内容について組合員や地域の皆様にお知らせしています。

○ホームページ、Facebookでの情報発信

ホームページ、Facebookで各イベントやキャンペーン情報、J Aの取り組みなどについて発信しています。

・ホームページ⇒URL：<https://www.ja-shinhakodate.jp/>

・Facebook⇒



5. リスク管理の状況

■ リスク管理体制

【リスク管理方針】

組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

そのために、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応するため、当JA全体に係るリスクを総合的に管理し、健全かつ適正な業務運営を行うための体制を整備します。

また、このリスク管理方針に基づき、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理にとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理等を通じてリスク管理体制の充実・強化に努めます。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理室を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期点検等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルや内部統制文書を整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を評価し、改善、合理化への助言、提案などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

■法令遵守の体制（コンプライアンスの取組みについて）

●基本方針

当JAは「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げ、この基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点から、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 員外監事の登用
- ・ 学経理事・監事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 顧問弁護士との契約
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 内部監査室の設置
- ・ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ・ 役職員の法務研修派遣の実施
- ・ 法令等の内部勉強会の実施

■金融ADR制度への対応

(1)苦情処理措置の内容

①金融関係

当JAでは、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当JA経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

◆JAバンク相談・苦情等受付窓口(本店) 電話番号：0138-77-5552
受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

- 4 北海道農業協同組合中央会が設置・運営するJAバンク相談所でも、JAバンクに関する苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申し出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して解決を依頼します。

◆一般社団法人JAバンク相談所 電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休業日及び年末年始を除く)

②共済関係

当組合では、ご利用の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、共済事業にかかる相談・苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※「相談・苦情等」とは、共済事業にかかる相談・苦情・紛争等に該当するものをいいます。

1. ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合の本支所等で受け付けます。
2. 相談・苦情等の申し出があった場合、当組合は、これを誠実に受け付け、ご利用の皆さまから申し出内容・事情等を充分聞き取る等により、当該相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査します。
3. 当組合は、相談・苦情等については、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
4. 当組合は、ご利用の皆さまからの相談・苦情等への対応にあたっては、できるだけご利用の皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
5. 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営者層に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策として活用します。

まずは、当組合のJA共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

江差支店 0139-53-6131 若松支店 0137-85-1331 大野支店 0138-77-7771 森支店 01374-2-2386
長万部支店 01377-2-3122 瀬棚支店 0137-87-3111 上磯支店 0138-73-2121 知内支店 01392-5-5511
函館支店 0138-57-5521 八雲支店 0137-62-2121 厚沢部支店 0139-64-3321 木古内支店 01392-2-3151
七飯支店 0138-65-2556 落部支店 0137-67-2111

*相談・苦情等受付総括窓口(本店) 電話番号：0138-77-5556 受付時間：平日 午前9時～午後5時

○ご利用者の皆さまからの相談・苦情等については、まずは当組合がお受けいたします。なお、JA共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

J A 共済相談受付センター (J A 共済連 全国本部)
電話番号：0120-536-093
受付時間：午前9時～午後6時(月～金曜日)、午前9時～午後5時(土曜日)

(2)紛争解決措置の内容

①金融関係

苦情などのお申し出については、当J Aが対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

◆札幌弁護士会 紛争解決センター 電話番号：011-251-7730
受付時間：午前9時～午後4時（午後0時～午後1時を除く）
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

上記弁護士会の利用に際しては、J Aバンク相談所を通じてのご利用となりますので、以下の当J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口または北海道J Aバンク相談所にお申し出ください。なお、直接お申し立ていただくことも可能です。

◆J Aバンク相談・苦情等受付窓口（本店） 電話番号：0138-77-5552
受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
◆一般社団法人J Aバンク相談所 電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日及び年末年始を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

②共済関係

ご利用の皆さまからの相談・苦情等については、当組合が対応いたしますが、ご納得のいく解決に至らない場合は、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当組合は下記の外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続きの概要等の情報をご提供いたします。詳細は当組合にお問い合わせください。

- ・ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ・ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構
- ・ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ・ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター
- ・ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

1. 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <http://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
電話番号：03-5368-5757
受付時間：午前9時～午後5時
（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

※自動車事故の賠償にかかわるものは、お取り扱いしていません。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

（認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号）

2. 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠責共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったための、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

3. 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <http://www.n-tacc.or.jp/>
公益財団法人 日弁連交通事故相談センターの相談所が全国の各弁護士会内等に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。
※連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。
4. 公益財団法人 交通事故紛争処理センター <http://www.jcstad.or.jp/>
公益財団法人 交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。
※連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。
5. 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>
弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったときのための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続（和解斡旋手続・裁定手続）および見解表明手続を行っています。
※連絡先（住所・電話番号）につきましては、ホームページをご覧ください。

6. 自己資本の状況

①自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年1月末における自己資本比率は、16.76%となりました。

②経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

| 項目 | 内容 |
|---------------------|-----------------------|
| 発行主体 | 新函館農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本にかかる基礎的項目に算入した額 | 3,250百万円（前年度3,294百万円） |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

II. 業績等

1. 直近の事業年度における事業の概況

当期においては新型コロナウイルスの「デルタ株」が世界で収束しない中、昨年11月に新たな変異株「オミクロン株」が南アフリカから報告され、その後世界的に感染が拡大し、外国人技能実習生が入国できず労働力の確保ができない状況が続きました。更にはワクチン接種が徐々に行われた日本国内においても緊急事態宣言が各地で発出される事態となり、各種イベントの自粛や外食の需要が大幅に減少するなど各作物や乳製品の消費が落ち込み、組合員をはじめ国民生活に多大な影響を及ぼしました。

このような中、1年の延期を経て東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、日本は過去最多のメダルを獲得し大きな話題となりました。

一方、経済面においては5月にデジタル改革関連法が成立し、9月にはデジタル庁が発足され、日本社会がDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向けた動きが本格化したことに伴い、当組合の農業DXとしてデジタル技術を活用すべく、まずはJAコネクットの導入を決定し本格稼働に向け取り組みました。このJAコネクットが活用されることにより、組合員とJA双方がリアルタイムで情報のやり取りを行うことができるため、農作業やJA業務の時間短縮につながり、仕事の効率化が期待されます。その他国連で採択された行動計画「SDGs」への貢献や地球温暖化による気候変動「2050年カーボンニュートラルへの挑戦」など、JA経営を取り巻く環境は急激に変化してきています。これらの変化に対応すべく、令和3年11月に第30回JA北海道大会が開催され、将来ビジョン“北海道550万人と共に創る「力強い農業」と「豊かな魅力ある地域社会」”が決議されました。

このような中、昨年の農業生産並びに販売事業については、雪解けが早く春作業等は順調に進みましたが、6月から8月上旬にかけて高温少雨・多照による干ばつの影響もあり、一部品目では生育不良に見舞われました。9月以降は概ね順調に推移したものの、全国各産地からの潤沢な出回りにより厳しい市況展開となり、販売環境はコロナ禍による冠婚葬祭や各種イベント等の自粛も影響し厳しい環境が続きました。また、酪農畜産においては生乳の消費需要が落ち込み、乳製品の在庫過剰が起きるなど乳価の下落につながりました。このような要因により農畜産物を合わせた販売取扱高は290.6億円（計画対比96.8%）と前年度より7%程減少しました。

信用事業については日銀のマイナス金利政策による超低金利のなか、JA貯金は年金口座指定や定期貯金の利用者を中心とした積極的な各種付帯取引の推進を行い、貯金残高は1,123.9億円（計画対比100.3%）の実績となりました。また、JAローンは農業資金のニーズ対応と住宅ローン推進を積極的に行った結果、貸出残高は412.3億円（計画対比107.2%）の実績となりました。

共済事業については、新医療共済の提案を中心に3Q訪問活動でニーズ調査を継続的に行い、「ひと・いえ・くるま」の総合保障による安心を提供してきましたが、推進総合ポイントは計画対比90.0%、長期共済保有高は2,524.9億円となりました。

購買事業はコロナ禍のため資材の価格や在庫に影響が出ており、安定供給を行うため生産コスト低減に向けた取りまとめの提案型推進と早期受注集約による仕入費用削減を行い、供給高は78.6億円（計画対比105.2%）の取り扱いとなりました。

2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位：千円、人、口)

| 科 目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 経 常 収 益 | 12,089,404 | 12,036,603 | 12,401,128 | 11,879,680 | 12,212,097 |
| 信用事業収益 | (1,090,958) | (1,068,120) | (1,154,325) | (1,042,336) | (1,026,859) |
| 共済事業収益 | (631,009) | (632,037) | (624,746) | (577,395) | (581,441) |
| 販売事業収益 | (1,156,438) | (1,116,122) | (1,075,126) | (1,116,445) | (1,055,974) |
| 購買事業収益 | (7,802,189) | (7,876,338) | (8,052,263) | (7,653,125) | (8,108,834) |
| 保管事業収益 | (77,056) | (69,865) | (69,456) | (75,195) | (79,354) |
| その他事業収益 | (1,201,799) | (1,147,464) | (1,299,224) | (1,284,001) | (1,229,494) |
| 営農指導収入 | (129,952) | (126,654) | (125,986) | (131,181) | (130,138) |
| 経 常 利 益 | 306,805 | 310,118 | 373,228 | 433,924 | 373,481 |
| 当 期 剰 余 金(注) | 213,610 | 222,530 | 324,616 | 320,998 | 237,477 |
| 出 資 金 | 3,427,653 | 3,359,171 | 3,344,006 | 3,305,538 | 3,268,546 |
| 出 資 口 数 | 3,427,653 | 3,359,171 | 3,344,006 | 3,305,538 | 3,268,546 |
| 純 資 産 額 | 8,293,414 | 8,413,799 | 8,612,161 | 8,828,607 | 8,925,422 |
| 総 資 産 額 | 118,962,411 | 122,280,027 | 123,230,783 | 125,738,203 | 126,521,572 |
| 貯 金 等 残 高 | 105,015,289 | 108,129,559 | 109,174,615 | 111,347,104 | 112,391,581 |
| 貸 出 金 残 高 | 38,326,390 | 41,293,527 | 40,302,084 | 39,395,238 | 41,236,093 |
| 有 価 証 券 残 高 | 2,523,293 | 555,346 | — | — | — |
| 剰 余 金 配 当 金 額 | 82,128 | 81,689 | 81,391 | 81,212 | 80,648 |
| 出 資 配 当 の 額 | (32,128) | (31,689) | (31,391) | (31,212) | (30,648) |
| 事業利用分量配当の額 | (50,000) | (50,000) | (50,000) | (50,000) | (50,000) |
| 職 員 数 | 417 | 415 | 398 | 400 | 396 |
| 単 体 自 己 資 本 比 率 | 16.47% | 16.37% | 16.30% | 16.76% | 16.76% |

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類（2期分）

■貸借対照表

（単位：千円）

| 科 目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 科 目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|---------------|---------------|----------------|-------------|-------------|
| （資産の部） | | | （負債の部） | | |
| 1 信用事業資産 | 111,507,987 | 111,704,890 | 1 信用事業負債 | 113,234,587 | 113,815,318 |
| (1)現金 | 620,729 | 689,549 | (1)貯金 | 111,347,104 | 112,391,581 |
| (2)預金 | 70,991,764 | 69,365,929 | (2)借入金 | 753,515 | 635,272 |
| 系統預金 | (70,874,688) | (69,223,424) | (3)その他の信用事業負債 | 759,645 | 455,670 |
| 系統外預金 | (117,076) | (142,505) | 未払費用 | (91,500) | (43,711) |
| (3)貸出金 | 39,395,238 | 41,236,093 | その他の負債 | (668,144) | (411,959) |
| (4)その他の信用事業資産 | 512,889 | 470,150 | (4)債務保証 | 374,322 | 332,794 |
| 未収収益 | (447,652) | (419,514) | 2 共済事業負債 | 340,778 | 350,603 |
| その他の資産 | (65,237) | (50,635) | (1)共済資金 | 153,811 | 165,907 |
| (5)債務保証見返 | 374,322 | 332,794 | (2)未経過共済付加収入 | 185,916 | 183,009 |
| (6)貸倒引当金 | ▲ 386,958 | ▲ 389,626 | (3)共済未払費用 | 1,007 | 1,241 |
| 2 共済事業資産 | 609 | 1,744 | (4)その他の共済事業負債 | 42 | 444 |
| (1)その他の共済事業資産 | 610 | 1,748 | 3 経済事業負債 | 1,974,439 | 2,084,226 |
| (2)貸倒引当金 | ▲ 1 | ▲ 4 | (1)経済事業未払金 | 1,868,090 | 1,960,943 |
| 3 経済事業資産 | 3,294,349 | 3,879,340 | (2)経済受託債務 | 28,984 | 29,502 |
| (1)受取手形 | 26,719 | 33,698 | (3)その他の経済事業負債 | 77,365 | 93,781 |
| (2)経済事業未収金 | 1,443,241 | 1,653,459 | 4 雑負債 | 1,002,994 | 1,001,765 |
| (3)経済受託債権 | 353,095 | 639,331 | (1)未払法人税等 | 91,925 | 62,184 |
| (4)棚卸資産 | 795,134 | 789,194 | (2)リース債務 | 398,295 | 522,263 |
| 購買品 | (756,259) | (740,083) | (3)その他の負債 | 512,773 | 417,316 |
| その他の棚卸資産 | (38,875) | (49,110) | 5 諸引当金 | 356,795 | 344,235 |
| (5)その他の経済事業資産 | 690,061 | 778,579 | (1)賞与引当金 | 50,953 | 50,537 |
| (6)貸倒引当金 | ▲ 13,902 | ▲ 14,923 | (2)退職給付引当金 | 262,121 | 257,303 |
| 4 雑資産 | 692,567 | 767,477 | (3)役員退職慰労引当金 | 43,721 | 36,394 |
| (1)組勘未決済勘定 | 329,950 | 397,745 | 負債の部合計 | 116,909,595 | 117,596,150 |
| (2)その他の雑資産 | 364,076 | 371,408 | （純資産の部） | | |
| (3)貸倒引当金 | ▲ 1,459 | ▲ 1,676 | 1 組合員資本 | 8,828,607 | 8,925,422 |
| 5 固定資産 | 4,493,106 | 4,415,437 | (1)出資金 | 3,305,538 | 3,268,546 |
| (1)有形固定資産 | 4,474,756 | 4,398,781 | (2)資本準備金 | 2,543 | 2,543 |
| 建物 | (7,495,319) | (7,515,780) | (3)利益剰余金 | 5,656,337 | 5,812,602 |
| 機械装置 | (2,170,697) | (1,992,937) | 利益準備金 | 2,672,000 | 2,737,000 |
| 土地 | (1,591,564) | (1,588,628) | その他利益準備金 | 2,984,337 | 3,075,602 |
| その他の有形固定資産 | (2,006,293) | (2,022,938) | 経営基盤強化積立金 | (1,474,000) | (1,500,000) |
| 減価償却累計額 | (▲ 8,789,119) | (▲ 8,721,503) | 農業資材価格安定積立金 | (230,000) | (230,000) |
| (2)無形固定資産 | 18,349 | 16,655 | 税効果積立金 | (145,647) | (147,788) |
| その他の無形固定資産 | (18,349) | (16,655) | 施設整備積立金 | (740,000) | (840,000) |
| 6 外部出資 | 5,601,795 | 5,602,258 | 当期末処分剰余金 | (394,689) | (357,813) |
| (1)外部出資 | 5,601,795 | 5,602,258 | （うち当期剰余金） | (320,998) | (237,477) |
| 系統出資 | (5,178,385) | (5,178,388) | (4)処分未済持分 | ▲ 135,811 | ▲ 158,270 |
| 系統外出資 | (403,710) | (404,170) | | | |
| 子会社等出資 | (19,700) | (19,700) | | | |
| 7 繰延税金資産 | 147,788 | 150,425 | 純資産の部合計 | 8,828,607 | 8,925,422 |
| 資産の部合計 | 125,738,203 | 126,521,572 | 負債及び純資産の部合計 | 125,738,203 | 126,521,572 |

■損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 科 目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------|------------|------------|------------------|-----------|-----------|
| 1 事業総利益 | 3,005,717 | 2,935,165 | (9)保管事業収益 | 75,195 | 79,354 |
| 事業収益 | 11,880,459 | 11,833,035 | (10)保管事業費用 | 36,929 | 39,687 |
| 事業費用 | 8,874,741 | 8,897,869 | 保管事業総利益 | 38,265 | 39,667 |
| (1)信用事業収益 | 1,042,336 | 1,026,859 | (11)その他事業収益 | 1,284,001 | 1,229,494 |
| 資金運用収益 | 943,379 | 931,172 | (12)その他事業費用 | 1,055,158 | 1,008,430 |
| （うち預金利息） | (5,963) | (2,830) | その他事業総利益 | 228,842 | 221,064 |
| （うち受取奨励金） | (352,334) | (335,237) | (13)指導事業収入 | 131,181 | 130,138 |
| （うち貸出金利息） | (573,079) | (577,441) | (14)指導事業支出 | 124,099 | 125,937 |
| （うちその他受入利息） | (12,002) | (15,662) | （うち貸倒引当金戻入益） | ▲172 | ▲323 |
| 役務取引等収益 | 41,202 | 44,957 | 指導収支差額 | 7,081 | 4,201 |
| その他事業直接収益 | - | - | 2 事業管理費 | 2,690,710 | 2,690,575 |
| その他経常収益 | 57,754 | 50,730 | (1)人件費 | 2,144,339 | 2,149,318 |
| (2)信用事業費用 | 301,708 | 287,407 | (2)業務費 | 140,413 | 138,764 |
| 資金調達費用 | 50,306 | 37,370 | (3)諸税負担金 | 80,051 | 86,129 |
| （うち貯金利息） | (42,998) | (27,182) | (4)施設費 | 303,766 | 295,630 |
| （うち給付補填備金繰入） | (262) | (244) | (5)その他事業管理費 | 22,140 | 20,731 |
| （うち借入金利息） | (5,819) | (5,034) | 事業利益 | 315,007 | 244,590 |
| （うちその他支払利息） | (1,226) | (4,908) | 3 事業外収益 | 213,828 | 221,930 |
| 役務取引等費用 | 21,440 | 20,590 | (1)受取雑利息 | 109 | 96 |
| その他事業直接費用 | 0 | 0 | (2)受取出資配当金 | 59,368 | 59,400 |
| その他経常費用 | 229,962 | 229,446 | (3)賃貸料 | 94,619 | 101,246 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | (9,065) | (2,668) | (4)受入りリース料 | 46,074 | 34,339 |
| （うち貸出金償却） | (-) | (3,047) | (5)償却債権取立益 | 200 | - |
| 信用事業総利益 | 740,627 | 739,452 | (6)雑収入 | 13,456 | 26,846 |
| (3)共済事業収益 | 577,395 | 581,441 | 4 事業外費用 | 94,911 | 93,038 |
| 共済付加収入 | 546,033 | 539,935 | (1)支払利息 | 2,637 | 2,099 |
| その他の収益 | 31,362 | 41,505 | (2)寄付金 | 5,774 | 5,507 |
| (4)共済事業費用 | 38,817 | 35,980 | (3)貸倒引当金繰入額(事業外) | 1,100 | 217 |
| その他の費用 | 38,817 | 35,980 | (4)賃貸施設管理費 | 85,251 | 84,615 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | (-) | (3) | (5)雑損失 | 148 | 598 |
| （うち貸倒引当金戻入益） | (▲1) | (-) | 経常利益 | 433,924 | 373,481 |
| 共済事業総利益 | 538,578 | 545,461 | 5 特別利益 | 33,645 | 79,084 |
| (5)購買事業(農業関連)収益 | 7,653,125 | 8,108,834 | (1)固定資産処分益 | 981 | 4,245 |
| 購買品供給高 | 7,376,986 | 7,860,689 | (2)一般補助金 | 32,097 | 50,385 |
| その他の収益 | 276,138 | 248,144 | (3)その他の特別利益 | 566 | 24,453 |
| (6)購買事業(農業関連)費用 | 7,076,004 | 7,529,836 | 6 特別損失 | 44,663 | 143,410 |
| 購買品供給原価 | 6,889,974 | 7,334,065 | (1)固定資産処分損 | 30,672 | 12,282 |
| 購買配達費 | 109,373 | 111,237 | (2)固定資産圧縮損 | 7,788 | 26,288 |
| その他の費用 | 76,655 | 84,533 | (3)減損損失 | 4,885 | 81,440 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | (-) | (184) | (4)外部出資評価損 | 1,000 | - |
| （うち貸倒引当金戻入益） | (▲394) | (-) | (5)その他の特別損失 | 317 | 23,399 |
| 購買事業総利益 | 577,121 | 578,997 | | | |
| (7)販売事業収益 | 1,116,445 | 1,055,974 | 税引前当期利益 | 422,905 | 309,155 |
| 販売手数料 | 731,627 | 671,366 | 法人税・住民税及び事業税 | 104,048 | 74,314 |
| その他の収益 | 384,817 | 384,607 | 法人税等調整額 | ▲2,141 | ▲2,637 |
| (8)販売事業費用 | 241,244 | 249,653 | 法人税等合計 | 101,907 | 71,677 |
| その他の費用 | 241,244 | 249,653 | 当期剰余金 | 320,998 | 237,477 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | (-) | (1,160) | 当期首繰越剰余金 | 73,691 | 120,335 |
| （うち貸倒引当金戻入益） | (▲469) | (-) | 当期末処分剰余金 | 394,689 | 357,813 |
| 販売事業総利益 | 875,201 | 806,320 | | | |

■剰余金処分計算書

(単位：円)

| 科 目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------------|---------------|--------------|
| 1. 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 394,689,774 | 357,813,901 |
| 2. 剰 余 金 処 分 額 | 274,353,781 | 231,285,222 |
| (1) 利 益 準 備 金 | 65,000,000 | 48,000,000 |
| (2) 任 意 積 立 金 | 128,141,468 | 102,637,141 |
| 経 営 基 盤 強 化 積 立 金 | (26,000,000) | (30,000,000) |
| 農 業 資 材 価 格 安 定 積 立 金 | － | (20,000,000) |
| 税 効 果 積 立 金 | (2,141,468) | (2,637,141) |
| 施 設 整 備 積 立 金 | (100,000,000) | (50,000,000) |
| (3) 出 資 配 当 金 | 31,212,313 | 30,648,081 |
| (4) 事 業 分 量 配 当 金 | 50,000,000 | 50,000,000 |
| 3. 次 期 繰 越 剰 余 金 | 120,335,993 | 126,528,679 |

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

| 令和2年度 | 1% | 令和3年度 | 1% |
|-------|----|-------|----|
|-------|----|-------|----|

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

| 令和2年度 | 16,100,000 | 令和3年度 | 11,900,000 |
|-------|------------|-------|------------|
|-------|------------|-------|------------|

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

| 種 類 | 積立目的 | 積立目標金額 | 取崩基準 |
|-------------|---------------------------|-------------|---|
| 経営基盤強化積立金 | 組合事業の改善発達に資するための支出に対処するため | 20億円以内 | ①農業環境・政策の変動 ②会計基準変更 ③金融経済、農業情勢の悪化、債務者の事故等 |
| 農業資材価格安定積立金 | 農業資材の価格変動があった場合の供給価格の安定 | 5億円以内 | 価格高騰時の期中補てん、期末棚卸在庫低落の損失補てん等 |
| 税効果積立金 | 繰延税金資産の回収可能性見合 | 繰延税金資産と同額以内 | 繰延税金資産を取崩すとき |
| 施設整備積立金 | 高額な固定資産の整備の必要時に対処するため | 20億円以内 | 高額な固定資産整備に対する支出事由が発生したとき |

■注記表（令和2年度）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
〔時価のないもの〕
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によります。

- ② 無形固定資産
定額法
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支

■注記表（令和3年度）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
〔時価のないもの〕
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② その他の棚卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によります。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支

給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ロ 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ① 貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によります。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によります。
- (7) 記載金額の端数処理
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ① 貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっています。
- (6) 消費税等の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- (7) 記載金額の端数処理
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- ② 共同計算について
共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法及び共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

2. 表示方法の変更

- (1) 会計上の見積り開示会計基準の適用初年度
新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

2. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額はつぎのとおりです。

(単位：千円)

| 種 類 | 当 年 | H14.2.1以降累計 |
|---------|-------|-------------|
| 建 物 | — | 666,370 |
| 機 械 装 置 | 418 | 1,003,184 |
| そ の 他 | 7,370 | 555,029 |
| 合 計 | 7,788 | 2,224,583 |

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 96,572千円
子会社等に対する金銭債務の総額 512,924千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 5,300千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 —千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要と

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

150,425千円

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を回収可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、作成した計数計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

81,440千円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期収支見込を基礎に一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額はつぎのとおりです。

(単位：千円)

| 種 類 | 当 年 | H14.2.1以降累計 |
|------------|--------|-------------|
| 建 物 | — | 666,370 |
| 機 械 装 置 | 10,107 | 1,013,291 |
| その他の有形固定資産 | 16,181 | 571,210 |
| 合 計 | 26,288 | 2,250,871 |

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 106,227千円
子会社等に対する金銭債務の総額 697,079千円

される取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しています。

- ① 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
 - ② 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
 - ③ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付
- (4) 貸出金に含まれるリスク管理債権

- ① 貸出金のうち破綻先債権額は5,891千円、延滞債権額は749,859千円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

- ② 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）です。
- ③ 貸出金のうち貸出条件緩和債権はありません。
なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- ④ ①～③の合計額は755,750千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

| | |
|-----------------|-----------|
| 子会社等との取引による収益総額 | 135,600千円 |
| うち事業取引高 | 50,786千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 84,813千円 |
| 子会社等との取引による費用総額 | 68,682千円 |
| うち事業取引高 | 58,510千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 10,171千円 |

(2) 減損損失の状況

① グループिंगの概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、事業用店舗は支店ごとに、一般資産としてグループングしています。

本店および農業関連施設（選果施設・ライスセンター・農業倉庫等）については、JA全体の共用資産としています。

農業関連施設は、地域の組合員によるJAの事業利用を促進させるとともに、JA全体の収益による回収を想定しているため、全体の共用資産としてい

(3) 貸出金に含まれるリスク管理債権

- ① 貸出金のうち破綻先債権額は38,722千円、延滞債権額は740,711千円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

- ② 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
なお、「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）です。
- ③ 貸出金のうち貸出条件緩和債権はありません。
なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- ④ ①～③の合計額は779,433千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

| | |
|-----------------|-----------|
| 子会社等との取引による収益総額 | 465,542千円 |
| うち事業取引高 | 362,584千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 102,957千円 |
| 子会社等との取引による費用総額 | 213,737千円 |
| うち事業取引高 | 202,085千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 11,651千円 |

(2) 減損損失の状況

① グループिंगの概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、事業用店舗は支店ごとに、一般資産としてグループングしています。

本店および農業関連施設（選果施設・ライスセンター・農業倉庫等）については、共用資産としています。

農業関連施設は、組合員による組合の事業利用を促進させるとともに、組合全体の収益による回収を想定しているため、全体の共用資産としています。

ます。

賃貸資産および遊休資産は施設単位ごとにグルーピングしています。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

| 場 所 | 物件名 | 用途 | 種類 | 備考 |
|-------|----------------------|-----|------|-----------|
| 厚 沢 部 | 厚沢部支店 大根洗浄ブラシ | 事業用 | 機械装置 | 令和3年度処分予定 |
| 厚 沢 部 | 厚沢部支店 大根水槽補修 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 厚沢部支店 大根コンベアー | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 厚沢部支店 大根洗浄ブラシ | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 厚沢部支店 大根洗浄貯水タンク修繕 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 大根洗浄選別機改修 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 大根ブラシ傾斜改修 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 大根製函機更新 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 大根洗浄選別 受入水槽改修工事 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 大根水中ポンプ | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 大根ロボ用 コンプレッサー | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 知 内 | 温風機15台 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 大 野 | 地温ボイラー7台 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 大 野 | 温風機9台 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |

賃貸資産および遊休資産は施設単位ごとにグルーピングしています。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

| 場 所 | 物件名 | 用途 | 種類 | 備考 |
|-------|--------------------------|-----|------|---------------------------|
| 本 店 | 本店事務所 | 事業用 | 建 物 | 令和4年度処分予定 |
| 本 店 | 事務所フロア コンセント移設 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 本 店 | 本店事務所 看板付属 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 本 店 | 本店事務所 改修工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 本 店 | 道南農業会館昇 降機改修工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | 事務所 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | 金融事務所階段ホー ル内壁塗装修繕工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | 事務所（改修） | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | 事務所 改修 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | 知内支店事務所 トイレ改修工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | キュービクル内高圧 コンデンサー取替え工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | 花壇 | 事業用 | その他 | 〃 |
| 知 内 | 構内整備 | 事業用 | その他 | 〃 |
| 知 内 | 知内支店高圧 ケーブル交換工事 | 事業用 | その他 | 〃 |
| 知 内 | 金庫内金庫 | 事業用 | その他 | 〃 |
| 大 野 | 大野支店 地温ボイラー | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 大 野 | 大野支店 温風機 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 大 野 | 大野支店 地温ボイラー | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 大 野 | 大野支店 温風機 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 八 雲 | 八雲町熱田17-2 | 事業用 | 土 地 | 回収可能価額 が帳簿価額を 下回った為 |
| 八 雲 | 八雲町熱田17-43 | 事業用 | 土 地 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 鶯支店事務所 | 事業用 | 建 物 | 店舗統廃合 |
| 厚 沢 部 | 館支店事務所 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店事務所 不動産取得税 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店 事務所裏倉庫 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店電気設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店電話設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店受変電設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店冷暖房設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店換気設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店給排水設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店 衛生器具設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |

| 場 所 | 物件名 | 用途 | 種類 | 備考 |
|-------|----------------------|-----|-----|----|
| 厚 沢 部 | 館支店外構工事 | 事業用 | その他 | 〃 |
| 若 松 | 資材店舗 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | プレハブ会議室 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚支店農業倉庫1号 屋根塗装工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚支店集出荷施設 屋根塗装工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 事務所改築工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 事務所下水道工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚支店 事務所エアコン | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚支店 電子錠システム | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚支店 屋外給排水工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | プレハブ会議室 エアコン | 事業用 | その他 | 〃 |
| 知 内 | 木古内支店 事務所 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 七 飯 | 大沼支店新築 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館町137-4 | 事業用 | 土 地 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館町140-1 | 事業用 | 土 地 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚町本町485-1 | 事業用 | 土 地 | 〃 |

③ 減損損失の認識に至った経緯

令和3年度で解体・処分を予定している資産を減損損失として計上しています。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

(単位：千円)

| 物 件 名 | 機械装置 |
|---------------------------------|-------|
| 厚 沢 部 支 店 大 根 洗 浄 ブ ラ シ | 111 |
| 厚 沢 部 支 店 大 根 水 槽 補 修 | 246 |
| 厚 沢 部 支 店 大 根 コ ン ベ ア ー | 1,573 |
| 厚 沢 部 支 店 大 根 洗 浄 ブ ラ シ | 562 |
| 厚 沢 部 支 店 大 根 洗 浄 貯 水 タ ン ク 修 繕 | 179 |
| 大 根 洗 浄 選 別 機 改 修 | 360 |
| 大 根 ブ ラ シ 傾 斜 改 修 | 41 |
| 大 根 製 函 機 更 新 | 165 |
| 大 根 洗 浄 選 別 受 入 水 槽 改 修 工 事 | 290 |
| 大 根 水 中 ポ ン プ | 52 |
| 大 根 ロ ボ 用 コ ン プ レ ッ サ ー | 28 |
| 温 風 機 15 台 | 563 |
| 地 温 ボ イ ラ ー 7 台 | 229 |
| 温 風 機 9 台 | 481 |
| 合 計 | 4,885 |

③ 減損損失の認識に至った経緯

令和4年度で解体・処分を予定している資産を減損損失として計上しています。また、土地（遊休）に関しては、回収可能価額が帳簿価額を下回った為、その差額を減損損失として計上しています。

鶉・館・瀬棚・木古内・大沼支店については、支店・施設の統廃合にともなって、使用する見込みがないことから、減損の兆候在りと判定され、減損損失として計上しています。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

(単位：千円)

| 物 件 名 | 建 物 | 機械装置 | 土 地 | その他 | 合 計 |
|--------------------|-------|------|-----|-----|-------|
| 本 店 事 務 所 | 3,432 | - | - | - | 3,432 |
| 事務所フロアコンセント移設 | 2 | - | - | - | 2 |
| 本店事務所看板付属 | 274 | - | - | - | 274 |
| 本店事務所改修工事 | 609 | - | - | - | 609 |
| 道南農業会館昇降機改修工事 | 77 | - | - | - | 77 |
| 事 務 所 | 9,405 | - | - | - | 9,405 |
| 金融事務所階ホール内壁塗装修繕工事 | 508 | - | - | - | 508 |
| 事務所（改修） | 2,867 | - | - | - | 2,867 |
| 事務所改修 | 243 | - | - | - | 243 |
| 知内支店事務所トイレ改修工事 | 65 | - | - | - | 65 |
| キュービクル内配管コンデンサ取替工事 | 192 | - | - | - | 192 |
| 花 壇 | - | - | - | 12 | 12 |
| 構 内 整 備 | - | - | - | 0 | 0 |
| 知内支店高圧ケーブル交換工事 | - | - | - | 398 | 398 |
| 金 庫 内 金 庫 | - | - | - | 43 | 43 |
| 大野支店 地温ボイラー | - | 109 | - | - | 109 |
| 大野支店 温風機 | - | 572 | - | - | 572 |
| 大野支店 地温ボイラー | - | 43 | - | - | 43 |
| 大野支店 温風機 | - | 48 | - | - | 48 |
| 八雲町熱田17-2 | - | - | 140 | - | 140 |
| 八雲町熱田17-43 | - | - | 1 | - | 1 |

(単位：千円)

| 物件名 | 建物 | 機械装置 | 土地 | その他 | 合計 |
|------------------|--------|------|-------|-----|--------|
| 鶉支店事務所 | 1,633 | - | - | - | 1,633 |
| 館支店事務所 | 6,611 | - | - | - | 6,611 |
| 館支店事務所 不動産取得税 | 232 | - | - | - | 232 |
| 館支店事務所裏倉庫 | 3,752 | - | - | - | 3,752 |
| 館支店電気設備 | 753 | - | - | - | 753 |
| 館支店電話設備 | 81 | - | - | - | 81 |
| 館支店受変電設備 | 520 | - | - | - | 520 |
| 館支店冷暖房設備 | 433 | - | - | - | 433 |
| 館支店換気設備 | 147 | - | - | - | 147 |
| 館支店給排水設備 | 254 | - | - | - | 254 |
| 館支店衛生器具設備 | 63 | - | - | - | 63 |
| 館支店外構工事 | - | - | - | 133 | 133 |
| 資材店舗 | 1,108 | - | - | - | 1,108 |
| プレハブ会議室 | 387 | - | - | - | 387 |
| 瀬棚支店農業倉庫1号屋根塗装工事 | 1,928 | - | - | - | 1,928 |
| 瀬棚支店集出荷施設屋根塗装工事 | 1,357 | - | - | - | 1,357 |
| 事務所改築工事 | 854 | - | - | - | 854 |
| 事務所下水道工事 | 46 | - | - | - | 46 |
| 瀬棚支店事務所エアコン | 58 | - | - | - | 58 |
| 瀬棚支店電子錠システム | 324 | - | - | - | 324 |
| 瀬棚支店屋外給排水工事 | 92 | - | - | - | 92 |
| プレハブ会議室エアコン | - | - | - | 33 | 33 |
| 木古内支店事務所 | 25,225 | - | - | - | 25,225 |
| 大沼支店新築 | 13,560 | - | - | - | 13,560 |
| 館町137-4 | - | - | 1,712 | - | 1,712 |
| 館町140-1 | - | - | 737 | - | 737 |
| 瀬棚町本町485-1 | - | - | 344 | - | 344 |
| 合計 | 77,108 | 773 | 2,936 | 621 | 81,440 |

⑤ 回収可能価額の算定方法

令和3年度で解体・処分を予定している資産については、備忘価格1円を残し全額減損しています。

(3) 追加情報

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

⑤ 回収可能価額の算定方法

- ・令和4年度で解体・処分を予定している資産については、備忘価格1円を残し全額減損しています。また、土地（遊休）の回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は各市町村の固定資産税評価額に基づき算定しています。
- ・令和3年度以降に統廃合をした店舗（資産）及び令和4年度に統廃合を予定している店舗（資産）については、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その時価は固定資産税評価額を補正して算定しています。

4. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、純投資目的（その他の有価証券）で保有しており、これらは発行体の信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道、北海道信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会

6. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、純投資目的（その他の有価証券）で保有しており、これらは発行体の信用リスクに晒されています。

借入金は、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道、北海道信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会

において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、リスク管理室が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が479,950千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、リスク管理室が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が424,858千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

- ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 預金 | 70,991,764 | 70,993,267 | 1,503 |
| 貸出金(*1) | 39,400,614 | - | - |
| 貸倒引当金(*2) | ▲ 386,958 | - | - |
| 貸倒引当金控除後 | 39,013,656 | 42,022,207 | 3,008,551 |
| 経済事業未収金 | 1,443,241 | - | - |
| 貸倒引当金(*3) | ▲ 11,195 | - | - |
| 貸倒引当金控除後 | 1,432,046 | 1,432,046 | - |
| 資 産 計 | 111,437,466 | 114,447,520 | 3,010,054 |
| 貯金 | 111,347,104 | 111,378,936 | 31,832 |
| 借入金 | 753,515 | 772,222 | 18,707 |
| 経済事業未払金 | 1,868,090 | 1,868,090 | - |
| 負 債 計 | 113,968,709 | 114,019,248 | 50,539 |

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している福利厚生貸付金5,375千円を含めています。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

- ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|-----------|-------------|-------------|-----------|
| 預金 | 69,365,929 | 69,367,382 | 1,452 |
| 貸出金(*1) | 41,240,818 | - | - |
| 貸倒引当金(*2) | ▲ 389,626 | - | - |
| 貸倒引当金控除後 | 40,851,192 | 43,783,825 | 2,932,633 |
| 経済事業未収金 | 1,653,459 | - | - |
| 貸倒引当金(*3) | ▲ 14,923 | - | - |
| 貸倒引当金控除後 | 1,638,536 | 1,638,536 | - |
| 資 産 計 | 111,855,658 | 114,789,744 | 2,934,086 |
| 貯金 | 112,391,581 | 112,408,631 | 17,050 |
| 借入金 | 635,272 | 647,964 | 12,692 |
| 経済事業未払金 | 1,960,943 | 1,960,943 | - |
| 負 債 計 | 114,987,797 | 115,017,539 | 29,741 |

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している福利厚生貸付金4,725千円を含めています。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等

について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によります。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| 外部出資(*) | 貸借対照表計上額 |
|---------|-----------|
| | 5,601,795 |

*外部出資は、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 70,991,764 | - | - | - | - | - |
| 貸出金(*1.2) | 4,571,107 | 2,883,454 | 2,597,897 | 2,234,877 | 1,938,438 | 24,746,686 |
| 経済事業未収金 | 1,443,241 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 77,006,112 | 2,883,454 | 2,597,897 | 2,234,877 | 1,938,438 | 24,746,686 |

(*1) 貸出金のうち、当座貸越324,751千円については「1年以内」に含めています。
(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等428,152千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 貯金(*1) | 91,258,504 | 9,081,639 | 7,214,057 | 1,939,846 | 1,853,058 | - |
| 借入金 | 98,867 | 95,913 | 100,271 | 68,623 | 74,150 | 315,691 |
| 合計 | 91,357,371 | 9,177,552 | 7,314,328 | 2,008,469 | 1,927,208 | 315,691 |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券関係

有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれています。

(1) 有価証券の減損処理の状況

当期中において、9,781千円減損処理を行っています。

有価証券の実質価額が取得価額に比べて著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みが

について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によります。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

| 外部出資(*) | 貸借対照表計上額 |
|---------|-----------|
| | 5,602,258 |

*外部出資は、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 69,365,929 | - | - | - | - | - |
| 貸出金(*1.2) | 4,472,667 | 2,796,661 | 2,453,109 | 2,167,529 | 1,959,893 | 26,990,293 |
| 経済事業未収金 | 1,633,459 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 75,492,057 | 2,796,661 | 2,453,109 | 2,167,529 | 1,959,893 | 26,990,293 |

(*1) 貸出金のうち、当座貸越393,940千円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等395,938千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 貯金(*1) | 90,685,083 | 6,916,624 | 10,095,056 | 1,521,599 | 3,173,217 | - |
| 借入金 | 92,864 | 95,053 | 69,950 | 70,891 | 39,099 | 267,413 |
| 合計 | 90,777,947 | 7,011,677 | 10,165,006 | 1,592,490 | 3,212,316 | 267,413 |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

あると認められるものを除いて、全て減損処理しています。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|---------------|
| 期首における退職給付債務 | ▲ 1,621,811千円 |
| ① 勤務費用 | ▲ 107,752千円 |
| ② 利息費用 | ▲ 2,650千円 |
| ③ 数理計算上の差異の発生額 | ▲ 5,755千円 |
| ④ 退職給付の支払額 | 131,616千円 |
| 調整額合計(①～④の合計) | 15,458千円 |

期末における退職給付債務(期首+調整額) ▲ 1,606,353千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|-------------|
| 期首における年金資産 | 1,354,322千円 |
| ① 期待運用収益 | 9,745千円 |
| ② 数理計算上の差異の発生額 | ▲ 558千円 |
| ③ 特定退職金共済制度への拠出金 | 79,373千円 |
| ④ 退職給付の支払額 | ▲ 98,650千円 |
| 調整額合計(①～④の合計) | ▲ 10,089千円 |

期末における年金資産(期首+調整額) 1,344,232千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-----------------------|---------------|
| ① 退職給付債務 | ▲ 1,606,353千円 |
| ② 特定退職金共済制度(J A全国共済会) | 1,344,232千円 |
| ③ 未積立退職給付債務(①+②) | ▲ 262,121千円 |
| ④ 貸借対照表計上額純額 | ▲ 262,121千円 |
| ⑤ 退職給付引当金 | ▲ 262,121千円 |

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|------------------|-----------|
| ① 勤務費用 | 107,752千円 |
| ② 利息費用 | 2,650千円 |
| ③ 期待運用収益 | ▲ 9,745千円 |
| ④ 数理計算上の差異の費用処理額 | 6,313千円 |
| 小計(①～④の計) | 106,970千円 |
| ⑤ 臨時に支払った割増退職金 | 2,316千円 |
| 合計(①～⑤の合計) | 109,287千円 |

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 63% |
| 株式 | 25% |
| 現金及び預金 | 6% |
| その他 | 6% |
| 合計 | 100% |

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|-----------|-------|
| ① 割引率 | 0.17% |
| ② 期待運用収益率 | 0.70% |

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|----------------|---------------|
| 期首における退職給付債務 | ▲ 1,606,353千円 |
| ① 勤務費用 | ▲ 109,925千円 |
| ② 利息費用 | ▲ 2,646千円 |
| ③ 数理計算上の差異の発生額 | ▲ 5,349千円 |
| ④ 退職給付の支払額 | 118,749千円 |
| 調整額合計(①～④の合計) | 828千円 |

期末における退職給付債務(期首+調整額) ▲ 1,605,525千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|------------------|-------------|
| 期首における年金資産 | 1,344,232千円 |
| ① 期待運用収益 | 9,625千円 |
| ② 数理計算上の差異の発生額 | ▲ 966千円 |
| ③ 特定退職金共済制度への拠出金 | 81,272千円 |
| ④ 退職給付の支払額 | ▲ 85,942千円 |
| 調整額合計(①～④の合計) | 3,989千円 |

期末における年金資産(期首+調整額) 1,348,222千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|-----------------------|---------------|
| ① 退職給付債務 | ▲ 1,605,525千円 |
| ② 特定退職金共済制度(J A全国共済会) | 1,348,222千円 |
| ③ 未積立退職給付債務(①+②) | ▲ 257,303千円 |
| ④ 貸借対照表計上額純額 | ▲ 257,303千円 |
| ⑤ 退職給付引当金 | ▲ 257,303千円 |

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|------------------|-----------|
| ① 勤務費用 | 109,925千円 |
| ② 利息費用 | 2,646千円 |
| ③ 期待運用収益 | ▲ 9,625千円 |
| ④ 数理計算上の差異の費用処理額 | 6,315千円 |
| 小計(①～④の計) | 109,262千円 |
| ⑤ 臨時に支払った割増退職金 | 328千円 |
| 合計(①～⑤の合計) | 109,590千円 |

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 64% |
| 株式 | 27% |
| 現金及び預金 | 3% |
| その他 | 6% |
| 合計 | 100% |

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|-----------|-------|
| ① 割引率 | 0.17% |
| ② 期待運用収益率 | 0.65% |

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)

が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,264千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、319,206千円となっています。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| | |
|-----------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 4,637千円 |
| 賞与引当金 | 14,093千円 |
| 退職給付引当金 | 72,502千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 12,093千円 |
| 減損損失否認額 | 14,141千円 |
| 未収利息 | 70,803千円 |
| 期末手当 | 32,224千円 |
| その他 | 38,327千円 |
| 繰延税金資産小計 | 258,823千円 |
| 評価性引当額 | ▲111,034千円 |
| 繰延税金資産合計 | 147,788千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.35% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ▲1.94% |
| 事業分量配当金 | ▲3.27% |
| 住民税均等割・事業税率差異等 | 2.67% |
| 各種税額控除等 | ▲0.11% |
| 評価性引当額の増減 | ▲1.28% |
| その他 | 0.02% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 24.10% |

が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,277千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、293,887千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| | |
|-----------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 3,110千円 |
| 賞与引当金 | 13,978千円 |
| 退職給付引当金 | 71,170千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 10,066千円 |
| 減損損失否認額 | 34,469千円 |
| 未収利息 | 70,159千円 |
| 期末手当 | 19,423千円 |
| その他 | 29,976千円 |
| 繰延税金資産小計 | 252,354千円 |
| 評価性引当額 | ▲101,928千円 |
| 繰延税金資産合計 | 150,425千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.20% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ▲2.66% |
| 事業分量配当金 | ▲4.47% |
| 住民税均等割・事業税率差異等 | 3.66% |
| 各種税額控除等 | ▲0.26% |
| 評価性引当額の増減 | ▲2.95% |
| その他 | 0.00% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 23.18% |

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出しを行っております。

貸付にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付けを行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行っております。

② JAバンクシステムについて

JAバンクシステムとは、ペイオフ解禁や金融大競争時代に柔軟に対応し、より便利で安心なJAバンクになるため、全国のJA・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、JAバンク法^{※1}に基づいた、実質的に「ひとつの金融機関」^{※2}として活動していく新たな取り組みのことで

このJAバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化を進め、組合員・利用者の皆さまの満足度をより高めていきます。

※1 JAバンク法(再編強化法) … JAバンクシステムが確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性の向上のための法制度面での裏づけとして整備された法律です。

※2 ひとつの金融機関 …………… JAバンクはJAバンク会員(JA・都道府県段階での信連・農林中央金庫)で構成されるグループ名です。JAバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、組合員、利用者の皆さまに、より身近でより便利なメインバンクとなることを目指しています。



2. 信用事業の状況

■利益総括表

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|--------------------------|-------|-------|--------|
| 資金運用収支 | 893 | 894 | 1 |
| 役務取引等収支 | 20 | 24 | 4 |
| その他信用事業収支 | ▲172 | ▲179 | ▲7 |
| 信用事業粗利益 | 740 | 739 | ▲1 |
| 信用事業粗利益率 | 0.68% | 0.67% | ▲0.01% |
| 事業粗利益 | 3,005 | 2,935 | ▲70 |
| 事業粗利益率 | 2.30% | 2.10% | ▲0.20% |
| 事業純益 | | 107 | |
| 実質事業純益 | | 245 | |
| コア事業純益 | | 245 | |
| コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。) | | 245 | |

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額です。

注2) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100]

注3) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100]

注4) 事業純益は次の算式により計算しております。

[事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額]

一般貸倒引当金繰入額は全事業の合計額で、一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」としております。

注5) 実質事業純益は次の算式により計算しております。

[事業純益＋一般貸倒引当金繰入額]

一般貸倒引当金繰入額は全事業の合計額で、一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」としております。

注6) コア事業純益は次の算式により計算しております。

[実質事業純益－国債等債券関係損益]

※国債等債券関係損益は「国債等債券売却益」、「国債等債券償還益」、「国債等債券売却損」、「国債等債券償還損」、「国債等債券償却損」を指しております。

注7) コア事業純益(投資信託解約損益を除く)は次の算式により計算しております。

[コア事業純益－投資信託解約損益]

※投資信託解約損益は「信用事業収益」「資金運用収益」「有価証券利息」に計上されるものに限ります。

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|-----------|---------|-----|-------|---------|-----|-------|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 107,288 | 943 | 0.87% | 110,039 | 930 | 0.84% |
| うち預金 | 66,180 | 370 | 0.55% | 67,825 | 353 | 0.52% |
| うち有価証券 | — | — | — | — | — | — |
| うち貸出金 | 41,108 | 573 | 1.39% | 42,214 | 577 | 1.36% |
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資金調達勘定 | 109,925 | 49 | 0.04% | 112,038 | 32 | 0.03% |
| うち貯金・定期積金 | 109,091 | 43 | 0.04% | 111,313 | 27 | 0.02% |
| うち借入金 | 834 | 6 | 0.69% | 725 | 5 | 0.68% |
| 総資金利ざや | — | — | 0.16% | — | — | 0.13% |

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)]

注2) 経費率は、次の算式により計算しております。

[信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高×100]

■受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

| 区 分 | 令和2年度増減額 | 令和3年度増減額 |
|-----------|----------|----------|
| 受 取 利 息 | ▲ 32,998 | 1,229 |
| うち預金 | ▲ 1,440 | ▲ 3,133 |
| うち有価証券 | ▲ 2,121 | 0 |
| うち貸出金 | ▲ 29,437 | 4,362 |
| 支 払 利 息 | ▲ 16,619 | ▲ 12,937 |
| うち貯金・定期積金 | ▲ 13,424 | ▲ 15,834 |
| うち譲渡性貯金 | — | — |
| うち借入金 | ▲ 380 | ▲ 785 |
| うちその他 | ▲ 2,815 | 3,682 |
| 差 引 | ▲ 16,379 | 14,166 |

注1) 増減額は前年度対比です。

■利益率

(単位：%)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|-----------|-------|-------|--------|
| 総資産経常利益率 | 0.33 | 0.27 | ▲ 0.06 |
| 資本経常利益率 | 5.08 | 4.26 | ▲ 0.82 |
| 総資産当期純利益率 | 0.24 | 0.22 | ▲ 0.02 |
| 資本当期純利益率 | 3.76 | 2.71 | ▲ 1.05 |

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

総資産当期純利益率＝当期純利益(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

資本当期純利益率＝当期純利益(税引後)／純資産勘定平均残高×100

3. 貯金に関する指標

■科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 増 減 |
|--------|---------|----------|---------|----------|--------|
| 流動性貯金 | 51,462 | (47.2%) | 54,884 | (49.3%) | 3,422 |
| 定期性貯金 | 57,628 | (52.8%) | 56,428 | (50.7%) | ▲1,200 |
| その他の貯金 | — | (0.0%) | — | (0.0%) | — |
| 計 | 109,090 | (100.0%) | 111,312 | (100.0%) | 2,222 |
| 譲渡性貯金 | — | (0.0%) | — | (0.0%) | — |
| 合 計 | 109,090 | (100.0%) | 111,312 | (100.0%) | 2,222 |

注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3) () 内は構成比です。

■定期貯金残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 増 減 |
|----------|--------|----------|--------|----------|------|
| 定期貯金 | 57,229 | (100.0%) | 56,400 | (100.0%) | ▲829 |
| うち固定金利定期 | 57,218 | (99.9%) | 56,390 | (99.9%) | ▲828 |
| うち変動金利定期 | 11 | (0.1%) | 10 | (0.1%) | ▲1 |

注1) 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) () 内は構成比です。

■貯金者別貯金残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 増 減 |
|------------|---------|----------|---------|----------|-------|
| 組合員貯金 | 86,368 | [77.6%] | 85,884 | [76.4%] | ▲484 |
| 組合員以外の貯金 | 24,979 | [22.4%] | 26,507 | [23.6%] | 1,528 |
| うち地方公共団体 | 6,543 | (5.9%) | 7,245 | (6.5%) | 702 |
| うちその他非営利法人 | 2,079 | (1.9%) | 2,161 | (1.9%) | 82 |
| うちその他員外 | 16,357 | (14.6%) | 17,101 | (15.2%) | 744 |
| 合 計 | 111,347 | (100.0%) | 112,391 | (100.0%) | 1,044 |

注1) [] () 内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

■科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|---------|--------|--------|-------|
| 手 形 貸 付 | 1,068 | 1,104 | 36 |
| 証 書 貸 付 | 38,663 | 39,805 | 1,142 |
| 当 座 貸 越 | 1,481 | 1,305 | ▲ 176 |
| 割 引 手 形 | — | — | — |
| 合 計 | 41,214 | 42,214 | 1,000 |

■貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 固定金利貸出残高 | 27,202 | 28,717 | 1,515 |
| 固定金利貸出構成比 | 69.1% | 69.6% | 0.5% |
| 変動金利貸出残高 | 12,192 | 12,014 | ▲ 178 |
| 変動金利貸出構成比 | 30.9% | 29.1% | ▲ 1.8% |
| 残 高 合 計 | 39,395 | 41,236 | 1,841 |

■貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 増 減 |
|-----------------|--------|----------|--------|----------|-------|
| 組 合 員 貸 出 | 36,003 | [91.4%] | 35,832 | [86.9%] | ▲ 171 |
| 組 合 員 以 外 の 貸 出 | 3,390 | [8.6%] | 5,404 | [13.1%] | 2,014 |
| うち地方公共団体 | 1,531 | (3.9%) | 1,732 | (4.2%) | 201 |
| うちその他非営利法人 | — | (0%) | — | (0%) | — |
| うちその他員外 | 1,859 | (4.7%) | 3,672 | (8.9%) | 1,813 |
| 合 計 | 39,395 | (100.0%) | 41,236 | (100.0%) | 1,841 |

注1) [] () 内は構成比です。

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|-------------|--------|--------|-------|
| 貯 金 等 | 804 | 676 | ▲ 128 |
| 有 価 証 券 | — | — | — |
| 動 産 | — | — | — |
| 不 動 産 | 10,096 | 10,665 | 569 |
| そ の 他 担 保 物 | — | — | — |
| 計 | 10,900 | 11,341 | 441 |
| 農業信用基金協会保証 | 16,571 | 16,708 | 137 |
| そ の 他 保 証 | 9,393 | 9,073 | ▲ 320 |
| 計 | 25,964 | 25,781 | ▲ 183 |
| 信 用 | 2,531 | 4,114 | 1,583 |
| 合 計 | 39,395 | 41,236 | 1,841 |

■債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|-------------|-------|-------|------|
| 貯 金 等 | — | — | — |
| 有 価 証 券 | — | — | — |
| 動 産 | — | — | — |
| 不 動 産 | — | — | — |
| そ の 他 担 保 物 | — | — | — |
| 計 | — | — | — |
| 信 用 | 373 | 332 | ▲ 41 |
| 合 計 | 373 | 332 | ▲ 41 |

■貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 設 備 資 金 残 高 | 34,042 | 34,368 | 326 |
| 設 備 資 金 構 成 比 | 86.4% | 83.3% | ▲ 3.1% |
| 運 転 資 金 残 高 | 5,353 | 6,868 | 1,515 |
| 運 転 資 金 構 成 比 | 13.6% | 16.6% | 3.0% |
| 残 高 合 計 | 39,395 | 41,236 | 1,841 |

■業種別の貸出金残高

(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 増 減 |
|---------------------|--|--------|----------|--------|----------|-------|
| 農 業 | | 8,370 | (21.3%) | 7,862 | (19.0%) | ▲ 508 |
| 林 業 | | 51 | (0.1%) | 45 | (0.1%) | ▲ 6 |
| 水 産 業 | | 302 | (0.8%) | 271 | (0.6%) | ▲ 31 |
| 製 造 業 | | 1,013 | (2.6%) | 1,114 | (2.7%) | 101 |
| 鉱 業 | | 115 | (0.3%) | 110 | (0.2%) | ▲ 5 |
| 建 設 業 | | 2,810 | (7.1%) | 2,912 | (7.0%) | 102 |
| 電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業 | | 156 | (0.4%) | 165 | (0.4%) | 9 |
| 運 輸・通 信 業 | | 893 | (2.3%) | 1,002 | (2.4%) | 109 |
| 卸 売・小 売・飲 食 店 | | 1,242 | (3.2%) | 1,427 | (3.4%) | 185 |
| 金 融・保 険 業 | | 1,277 | (3.2%) | 2,769 | (6.7%) | 1,492 |
| 不 動 産 業 | | 1,792 | (4.5%) | 1,729 | (4.1%) | ▲ 63 |
| サ ー ビ ス 業 | | 4,139 | (10.5%) | 4,476 | (10.8%) | 337 |
| 地 方 公 共 団 体 | | 1,531 | (3.9%) | 1,732 | (4.2%) | 201 |
| そ の 他 | | 15,697 | (39.8%) | 15,617 | (37.8%) | ▲ 80 |
| 合 計 | | 39,395 | (100.0%) | 41,236 | (100.0%) | 1,841 |

注1) () 内は構成比です。

■貯貸率・貯証率

(単位：%)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|-------|---------|-------|-------|------|
| 貯 貸 率 | 期 末 | 35.30 | 36.68 | 1.38 |
| | 期 中 平 均 | 37.60 | 37.77 | 0.17 |
| 貯 証 率 | 期 末 | — | — | — |
| | 期 中 平 均 | — | — | — |

注1) 貯貸率(期末) = 貸出金残高/貯金残高×100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高/貯金平均残高×100

注3) 貯証率(期末) = 有価証券残高/貯金残高×100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高/貯金平均残高×100

■主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|---------------|-------------|-------|-------|-------|
| 農 業 | | 8,137 | 7,707 | ▲ 430 |
| | 穀 作 業 | 1,007 | 928 | ▲ 79 |
| | 野 菜・園 芸 | 2,256 | 2,159 | ▲ 97 |
| | 果 樹・樹 園 農 業 | 35 | 34 | ▲ 1 |
| | 工 芸 作 物 | — | 6 | 6 |
| | 養 豚・肉 牛・酪 農 | 2,280 | 2,114 | ▲ 166 |
| | 養 鶏・養 卵 | — | — | — |
| | 養 蚕 | — | — | — |
| | そ の 他 農 業 | 2,556 | 2,466 | ▲ 90 |
| 農 業 関 連 団 体 等 | | — | — | — |
| 合 計 | | 8,137 | 7,707 | ▲ 430 |

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別 [貸出金]

(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|-------------|---------------|-------|-------|-------|
| プ ロ パ ー 資 金 | | 7,010 | 6,743 | ▲ 267 |
| 農 業 制 度 資 金 | | 1,126 | 964 | ▲ 162 |
| | 農 業 近 代 化 資 金 | 20 | 16 | ▲ 4 |
| | そ の 他 制 度 資 金 | 1,106 | 948 | ▲ 158 |
| 合 計 | | 8,136 | 7,707 | ▲ 429 |

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|---------------------|--|-------|-------|------|
| 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金 | | 1,370 | 1,469 | 99 |
| そ の 他 | | 474 | 375 | ▲ 99 |
| 合 計 | | 1,844 | 1,844 | — |

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

5. リスク管理債権残高

(単位：千円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|------------|---------|---------|--------|
| 破綻先債権額 | 5,891 | 38,722 | 32,831 |
| 延滞債権額 | 749,859 | 740,711 | ▲9,148 |
| 3ヵ月以上延滞債権額 | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権額 | — | — | — |
| 合 計 | 755,750 | 779,433 | 23,683 |

注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。

注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

注3) 3ヶ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

注4) 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 金融再生法に基づく開示債権残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 債権額 | 保全額 | | | |
|-------------------|--------|-----|----|-----|-----|
| | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 |
| 令和2年度 | | | | | |
| 破産更正債権及びこれらに準ずる債権 | 344 | 162 | 7 | 174 | 344 |
| 危険債権 | 417 | 307 | 23 | 86 | 417 |
| 要管理債権 | — | — | — | — | — |
| 小 計 | 762 | 469 | 31 | 261 | 762 |
| 正 常 債 権 | 39,164 | | | | |
| 合 計 | 39,927 | 469 | 31 | 261 | 762 |
| 令和3年度 | | | | | |
| 破産更正債権及びこれらに準ずる債権 | 412 | 216 | 7 | 188 | 412 |
| 危険債権 | 368 | 242 | 52 | 72 | 368 |
| 要管理債権 | — | — | — | — | — |
| 小 計 | 780 | 459 | 59 | 261 | 780 |
| 正 常 債 権 | 40,935 | | | | |
| 合 計 | 41,716 | 459 | 59 | 261 | 780 |

注1) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

注2) 危険債権

「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。

注3) 要管理債権

「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

注4) 正常債権

「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

注5) 部分直接償却

当JAでは部分直接償却は実施していませんが、参考として部分直接償却を実施した場合の計数を下記のとおり記載しております。

(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|----------------------------|-------------------|-------|-------|------|
| 部 償 分 直 接 後 | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 170 | 224 | 54 |
| | 危険債権 | 331 | 296 | ▲ 35 |
| | 要管理債権 | — | — | — |
| 合 計 | | 501 | 520 | 19 |

- ・当JAの不良債権比率は、令和3年度末1.87%となっております。
- ・なお、部分直接償却を行った場合の不良債権比率は、令和3年度末1.24%となります。
- ・不良債権に対する「担保、保証、引当金」による保全状況（いわゆるカバー率）は、令和3年度末100%となっております。

7. 有価証券に関する指標

■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|-------------|-------|-------|-----|
| 国 債 | — | — | — |
| 地 方 債 | — | — | — |
| 社 債 | — | — | — |
| 株 式 | — | — | — |
| そ の 他 の 証 券 | — | — | — |
| 合 計 | — | — | — |

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

■商品有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|---------------|-------|-------|-----|
| 商 品 国 債 | — | — | — |
| 商 品 地 方 債 | — | — | — |
| 商 品 政 府 保 証 債 | — | — | — |
| 貸 付 商 品 債 権 | — | — | — |
| 合 計 | — | — | — |

■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| 区 分 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 期間の 定めなし | 合計 |
|-------------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|------|-------------|----|
| 令和2年度 | | | | | | | | |
| 国 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 地 方 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 株 式 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| そ の 他 の 証 券 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 令和3年度 | | | | | | | | |
| 国 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 地 方 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社 債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 株 式 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| そ の 他 の 証 券 | — | — | — | — | — | — | — | — |

8. 有価証券等の時価情報

■有価証券等の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|----------|----------|-----------------|----------|-----------------|
| | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 売買目的有価証券 | — | — | — | — |

[満期保有目的有価証券]

(単位：百万円)

| 区分 | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|--------------------|-----|----------|----|----|----------|----|----|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — | — | — | — |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | | — | — | — | — | — | — |

[その他有価証券]

(単位：百万円)

| 区分 | | 令和元2年度 | | | 令和3年度 | | |
|-----------------------------|-----|----------|------------|----|----------|------------|----|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得価額又は償却減価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得価額又は償却減価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの | 株式 | — | — | — | — | — | — |
| | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — | — | — | — |
| 貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの | 株式 | — | — | — | — | — | — |
| | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | — | — | — | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | | — | — | — | — | — | — |

■金銭の信託

[運用目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|------------|----------|-----------------|----------|-----------------|
| | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 運用目的の金銭の信託 | — | — | — | — |

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | | | | | 令和3年度 | | | | |
|--------------|----------|----|----|---------------------|----------------------|----------|----|----|---------------------|----------------------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
| 満期保有目的の金銭の信託 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | | | | | 令和3年度 | | | | |
|-----------|----------|------|----|---------------------|----------------------|----------|------|----|---------------------|----------------------|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
| その他の金銭の信託 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

■デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

9. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

| | | 令和2年度 | | | | | |
|---------|---------|---------|-------|---------|-----------------|---------|--|
| 区 分 | 期首残高 | 当期繰入額 | 当期取崩額 | | 純繰入額 (▲純取崩額) | 期末残高 | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | |
| 一般貸倒引当金 | 141,351 | 134,544 | — | 141,351 | ▲6,807 | 134,544 | |
| 個別貸倒引当金 | 251,840 | 267,776 | — | 251,840 | 15,936 | 267,776 | |
| 合 計 | 393,192 | 402,321 | — | 393,192 | 9,129 | 402,321 | |
| | | 令和3年度 | | | | | |
| 区 分 | 期首残高 | 当期繰入額 | 当期取崩額 | | 純繰入額 (▲純取崩額) | 期末残高 | |
| | | | 目的使用 | その他 | | | |
| 一般貸倒引当金 | 134,544 | 138,507 | — | 134,544 | 3,963 | 138,507 | |
| 個別貸倒引当金 | 267,776 | 267,725 | — | 267,776 | ▲51 | 267,725 | |
| 合 計 | 402,321 | 406,232 | — | 402,321 | 3,912 | 406,232 | |

10. 貸出金償却の額

(単位：千円)

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------|-------|
| 貸出金償却額 | — | 3,047 |

IV. その他の事業

1. 営農指導事業

(単位：千円)

| 項 目 | | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|---------------|---------|---------|
| 収 入 | 賦 課 金 | 95,990 | 93,779 |
| | 実 費 収 入 | 12,372 | 12,166 |
| | 指 導 受 入 補 助 金 | — | — |
| | 受 託 指 導 収 入 | 17,043 | 17,086 |
| | 営 農 指 導 雑 収 益 | 5,774 | 7,106 |
| | 貸 倒 引 当 金 戻 入 | 513 | 341 |
| | 計 | 131,695 | 130,480 |
| 支 出 | 営 農 改 善 指 導 費 | 57,723 | 57,885 |
| | 教 育 情 報 費 | 14,766 | 12,310 |
| | 生 活 改 善 費 | 520 | 342 |
| | 指 導 支 払 補 助 金 | — | — |
| | 営 農 指 導 雑 支 出 | 24,179 | 21,741 |
| | 地 域 振 興 費 | 27,082 | 33,980 |
| | 貸 倒 引 当 金 繰 入 | 341 | 17 |
| 計 | 124,613 | 126,279 | |
| 差 引 | 7,081 | 4,201 | |

2. 共済事業

●長期共済保有高

(単位：千円)

| 区 分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | |
|---------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 | |
| 生 命 総 合 共 済 | 終 身 共 済 | 2,032,686 | 80,531,941 | 1,400,128 | 77,219,654 |
| | 定 期 生 命 共 済 | 495,000 | 1,493,600 | 316,000 | 1,749,800 |
| | 養 老 生 命 共 済 | 720,660 | 38,916,327 | 633,290 | 35,472,181 |
| | こ だ も 共 済 | 197,300 | 10,048,400 | 176,100 | 9,402,100 |
| | 医 療 共 済 | 28,500 | 832,500 | 15,500 | 746,200 |
| | が ん 共 済 | — | 110,000 | — | 109,000 |
| | 定 期 医 療 共 済 | — | 794,300 | — | 725,900 |
| | 介 護 共 済 | 40,813 | 244,087 | 32,109 | 266,606 |
| 年 金 共 済 | — | 2,966,900 | — | 2,725,300 | |
| 建 物 更 正 共 済 | 17,099,200 | 133,488,439 | 11,129,530 | 133,477,129 | |
| 住 宅 建 築 共 済 | — | — | — | — | |
| 農 機 具 更 新 共 済 | — | — | — | — | |
| 合 計 | 20,416,859 | 259,378,095 | 13,526,558 | 252,491,772 | |

注1) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しております。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) J A共済はJ A、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、J A及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。（短期共済についても同様です。）

注4) 生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

●医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-------------|-------|--------|---------|---------|
| | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 |
| 医 療 共 済 | 2,128 | 42,095 | 664 | 36,484 |
| が ん 共 済 | — | — | 165,008 | 198,860 |
| 定 期 医 療 共 済 | 610 | 8,635 | 480 | 8,980 |
| 合 計 | — | 1,443 | — | 1,344 |
| | 2,738 | 52,173 | 1,144 | 46,808 |
| | — | — | 165,008 | 198,860 |

注1) 金額は、医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済は入院共済の金額を表示しております。

●介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----------------|---------|---------|---------|-----------|
| | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 |
| 介 護 共 済 | 48,564 | 468,251 | 44,187 | 495,922 |
| 生活障害共済(一時金型) | 57,500 | 355,000 | 45,500 | 386,500 |
| 生活障害共済(定期年金型) | 7,400 | 48,100 | 5,200 | 51,800 |
| 特 定 重 度 疾 病 共 済 | 105,500 | 105,500 | 53,000 | 156,500 |
| 合 計 | 218,964 | 976,851 | 147,887 | 1,090,722 |

注1) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しております。

●年金共済の年金保有高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 |
| 年 金 開 始 前 | 190,440 | 836,656 | 129,502 | 935,849 |
| 年 金 開 始 後 | — | 310,151 | — | 299,829 |
| 合 計 | 190,440 | 1,146,808 | 129,502 | 1,235,678 |

注1) 金額は、年金年額(利益変動型年金にあっては、最低保証年金額)を表示しています。

●短期共済新契約高

(単位：千円)

| 種 類 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------------|------------|------------|
| 火 災 共 済 | 39,658,010 | 38,802,340 |
| 自 動 車 共 済 | 753,120 | 769,695 |
| 傷 害 共 済 | 24,070,500 | 25,522,200 |
| 団 体 定 期 生 命 共 済 | — | — |
| 農 機 具 損 害 共 済 | — | — |
| 定 額 定 期 生 命 共 済 | — | — |
| 賠 償 責 任 共 済 | 206 | 189 |
| 自 賠 責 共 済 | 96,746 | 87,705 |
| 合 計 | 64,578,582 | 65,182,129 |

注1) 金額は、保障金額を表示しております。

注2) 自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 販売事業

(単位：千円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|------------|------------|
| 米 | 3,650,727 | 3,154,440 |
| 麦 類 | 168,039 | 281,362 |
| 甜 菜 ・ 玉 葱 | 194,628 | 194,539 |
| 馬 鈴 薯 | 1,942,157 | 1,892,577 |
| 豆 類 ・ 雑 穀 | 657,852 | 676,628 |
| 蔬 菜 ・ 青 果 | 12,953,646 | 11,117,425 |
| 花 卉 | 1,014,854 | 1,042,795 |
| 果 実 | 157,732 | 168,543 |
| 小 計 | 20,739,637 | 18,528,308 |
| 生 乳 | 6,153,904 | 5,958,987 |
| 乳 用 牛 | 756,875 | 712,458 |
| 肉 用 牛 | 2,279,030 | 2,425,464 |
| そ の 他 畜 産 物 | 1,380,676 | 1,438,955 |
| 小 計 | 10,570,486 | 10,535,865 |
| 合 計 | 31,310,123 | 29,064,173 |
| 販 売 手 数 料 | 731,627 | 671,348 |

4. 保管・その他事業

●保管事業収支実績

(単位：千円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|---------|-----------|--------|--------|
| 収 益 | 保 管 料 | 73,651 | 78,358 |
| | 荷 受 料 | 799 | 997 |
| | 保 管 雑 収 益 | 743 | — |
| | 小 計 | 75,195 | 79,354 |
| 費 用 | 保 管 労 務 費 | 2,094 | 3,088 |
| | 保 管 雑 費 | 34,834 | 36,599 |
| | 小 計 | 36,929 | 39,687 |
| 差 引 損 益 | 38,265 | 39,667 | |

●その他事業収支実績

(単位：千円)

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|---------|-----------|-----------|---------|
| 収 益 | 生 産 施 設 | | |
| | 共同乾燥収益 | 8,077 | 7,403 |
| | 雑穀調整収益 | 58,917 | 72,199 |
| | 青果・花卉共選収益 | 955,903 | 880,039 |
| | 利 用 収 益 | 260,717 | 269,252 |
| | トラクター収益 | 260 | 598 |
| | 旅 行 雑 収 入 | 125 | — |
| 小 計 | 1,284,001 | 1,229,494 | |
| 費 用 | 生 産 施 設 | | |
| | 共同乾燥費用 | 9,237 | 7,370 |
| | 雑穀調整費用 | 45,162 | 54,599 |
| | 青果・花卉共選費用 | 843,897 | 774,628 |
| | 利 用 費 用 | 156,601 | 171,238 |
| | トラクター費用 | 257 | 592 |
| | 旅 行 雑 費 | — | — |
| 小 計 | 1,055,158 | 1,008,430 | |
| 差 引 損 益 | 228,842 | 221,064 | |

5. 購買事業

●生産資材の供給実績

(単位：千円)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|-------|-----------|-----------|
| 飼 | 料 | 1,885,396 | 2,246,478 |
| 肥 | 料 | 1,292,000 | 1,411,657 |
| 農 | 薬 | 989,281 | 964,864 |
| 温 | 床 資 材 | 458,669 | 524,765 |
| 包 | 装 資 材 | 808,124 | 774,856 |
| 農 | 機 具 | 362,257 | 349,441 |
| 自 | 動 車 | 38,515 | 34,963 |
| 種 | 苗 | 744,855 | 737,370 |
| そ | の 他 | 797,886 | 816,290 |
| 合 | 計 | 7,376,986 | 7,860,689 |

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--|-------|-------|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 8,735 | 8,824 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 3,294 | 3,250 |
| うち、再評価積立金の額 | — | — |
| うち、利益剰余金の額 | 5,656 | 5,812 |
| うち、外部流出予定額 (▲) | 81 | 80 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | ▲ 135 | ▲ 158 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 134 | 138 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 134 | 138 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| うち、回転出資金の額 | — | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 8,870 | 8,962 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額 | 18 | 16 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 18 | 16 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 18 | 16 |

| 自己資本 | | |
|---------------------------------|--------|--------|
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 8,852 | 8,946 |
| リスク・アセット 等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 47,574 | 48,138 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | — | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | — | — |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | — | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 5,229 | 5,237 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 52,804 | 53,376 |
| 自己資本比率 | | |
| 自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 16.76% | 16.76% |

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳 (単位：百万円)

| 信用リスク・アセット | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|------------------------|---------------|----------------|-------------------|---------------|----------------|-------------------|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 現金 | 620 | — | — | 689 | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | 1,536 | — | — | 1,737 | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | — | — | — | — | — | — |
| 国際開発銀行向け | — | — | — | — | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | — | — | — | — | — | — |
| 地方三公社向け | — | — | — | — | — | — |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 72,319 | 14,463 | 578 | 72,178 | 14,435 | 577 |
| 法人等向け | 50 | 50 | 2 | 322 | 322 | 12 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 6,362 | 4,413 | 176 | 6,208 | 4,251 | 170 |
| 抵当権付住宅ローン | 12,377 | 4,318 | 172 | 12,228 | 4,267 | 170 |
| 不動産取得等事業向け | 683 | 681 | 27 | 658 | 658 | 26 |
| 三月以上延滞等 | 671 | 522 | 20 | 640 | 454 | 18 |
| 取立未済手形 | 24 | 4 | 0 | 11 | 2 | 0 |
| 信用保証協会等保証付 | 16,605 | 1,630 | 65 | 16,734 | 1,642 | 65 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | — | — | — | — | — | — |
| 共済約款貸付 | — | — | — | — | — | — |
| 出資等 | 1,336 | 1,336 | 53 | 1,337 | 1,337 | 53 |
| (うち出資等のエクスポージャー) | 1,336 | 1,336 | 53 | 1,337 | 1,337 | 53 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|--|---------|--------|-------|---------|--------|-------|
| 上 記 以 外 | 13,533 | 20,152 | 806 | 14,143 | 20,766 | 830 |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー) | 4,265 | 10,662 | 426 | 4,265 | 10,662 | 426 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 147 | 369 | 14 | 150 | 376 | 15 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 9,120 | 9,119 | 364 | 9,728 | 9,727 | 389 |
| 証 券 化 | — | — | — | — | — | — |
| (うち S T C 要件適用分) | — | — | — | — | — | — |
| (うち非 S T C 適用分) | — | — | — | — | — | — |
| 再 証 券 化 | — | — | — | — | — | — |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | — | — | — | — | — | — |
| (うちルックスルー方式) | — | — | — | — | — | — |
| (うちマンドレート方式) | — | — | — | — | — | — |
| (うち蓋然性方式 250%) | — | — | — | — | — | — |
| (うち蓋然性方式 400%) | — | — | — | — | — | — |
| (うちフォールバック方式) | — | — | — | — | — | — |
| 経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — | — | — |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲) | — | — | — | — | — | — |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 126,122 | 47,574 | 1,902 | 126,891 | 48,138 | 1,925 |
| C V A リスク相当額 ÷ 8 % | — | — | — | — | — | — |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — | — | — |
| 合計 (信用リスク・アセットの額) | 126,122 | 47,574 | 1,902 | 126,891 | 48,138 | 1,925 |

| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉 | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
|-------------------------------------|--------------------------------|-------------------|--------------------------------|-------------------|
| | 5,229 | 209 | 5,237 | 209 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% | リスク・アセット等(分母)合計 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| | 52,804 | 2,112 | 53,376 | 2,135 |

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。
- 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関 |
|---|
| 株式会社格付投資情報センター (R & I) |
| 株式会社日本格付研究所 (J C R) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s) |
| S & P グローバル・レーティング (S & P) |
| フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h) |

注1) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適 格 格 付 機 関 | カントリー・リスク・スコア |
|-------------------|-------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー(長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー(短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

| | | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | | | |
|------------|----------------|----------------------|--------|------|----------------|----------------------|--------|------|----------------|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 法人 | 農業 | 1,348 | 1,283 | — | 33 | 1,409 | 1,329 | — | 31 |
| | 林業 | 20 | 20 | — | — | 13 | 13 | — | — |
| | 水産業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 製造業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 鉱業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建設・不動産業 | 1 | 1 | — | — | 1 | 1 | — | — |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 運輸・通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 金融・保険業 | 72,019 | 1,000 | — | — | 71,882 | 2,503 | — | — |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 1,536 | 1,536 | — | — | 1,737 | 1,737 | — | — |
| | 上記以外 | 5,831 | 229 | — | — | 5,829 | 227 | — | — |
| 個人 | 35,319 | 35,039 | — | 638 | 35,394 | 35,068 | — | 608 | |
| その他 | 10,043 | — | — | — | 10,623 | — | — | — | |
| 業種別残高計 | | 126,122 | 39,114 | — | 671 | 126,891 | 40,881 | — | 640 |
| 1年以下 | | 72,376 | 1,357 | — | — | 70,560 | 1,172 | — | — |
| 1年超3年以下 | | 1,731 | 1,731 | — | — | 1,697 | 1,697 | — | — |
| 3年超5年以下 | | 2,221 | 2,221 | — | — | 1,741 | 1,741 | — | — |
| 5年超7年以下 | | 1,979 | 1,979 | — | — | 1,957 | 1,957 | — | — |
| 7年超10年以下 | | 3,339 | 3,339 | — | — | 3,056 | 3,056 | — | — |
| 10年超 | | 27,809 | 27,809 | — | — | 30,547 | 30,547 | — | — |
| 期限の定めのないもの | | 16,663 | 673 | — | — | 17,330 | 709 | — | — |
| 残存期間別残高計 | | 126,122 | 39,114 | — | — | 126,891 | 40,881 | — | — |
| 信用リスク期末残高 | | 126,122 | 39,114 | — | — | 126,891 | 40,881 | — | — |
| 信用リスク平均残高 | | 137,736 | 41,495 | — | — | 140,590 | 42,452 | — | — |

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | | | | | 令和3年度 | | | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-----|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|-----|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 増減額 | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 増減額 | 期末 残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 141 | 134 | — | 141 | ▲7 | 134 | 134 | 138 | — | 134 | 4 | 138 |
| 個別貸倒引当金 | 251 | 267 | — | 251 | 16 | 267 | 267 | 267 | — | 267 | 0 | 267 |

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

| | | 令和2年度 | | | | | 令和3年度 | | | | | | |
|---------|--------------------------|----------|-----------|-------|-----|----------|-----------|----------|-----------|-------|-----|----------|-----------|
| | | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 |
| | | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 法 | 農 業 | 17 | 17 | — | 17 | 17 | — | 17 | 17 | — | 17 | 17 | — |
| | 林 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 水 産 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 製 造 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 鉱 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建 設 不 動 産 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 電 気・ガ 斯・ 熱 供 給・水 道 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 運 輸・ 通 信 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 金 融・ 保 険 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 卸 売・小 売・飲 食・サ ー ビ ス 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 上 記 以 外 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 個 人 | 234 | 250 | — | 234 | 250 | — | 250 | 250 | — | 250 | 250 | 3 | |
| 業 種 別 計 | 251 | 267 | — | 251 | 267 | — | 267 | 267 | — | 267 | 267 | 3 | |

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--|---------------|---------|--------|
| 信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高 | リスク・ウェイト0% | 2,157 | 2,427 |
| | リスク・ウェイト2% | — | — |
| | リスク・ウェイト4% | — | — |
| | リスク・ウェイト10% | 16,605 | 16,734 |
| | リスク・ウェイト20% | 72,344 | 72,189 |
| | リスク・ウェイト35% | 12,377 | 12,228 |
| | リスク・ウェイト50% | 304 | 305 |
| | リスク・ウェイト75% | 6,362 | 6,208 |
| | リスク・ウェイト100% | 11,239 | 12,125 |
| | リスク・ウェイト150% | 319 | 256 |
| | リスク・ウェイト250% | 4,412 | 4,415 |
| | そ の 他 | — | — |
| | リスク・ウェイト1250% | — | — |
| 自己資本控除額 | 18 | 16 | |
| 合 計 | 126,140 | 126,908 | |

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|----------------------------|--------------|-----|--------------|-------|
| | 適格金融 資産担保 | 保 証 | 適格金融 資産担保 | 保 証 |
| 地方公共団体 金融機構向け | — | — | — | — |
| 我が国の政府 関係機関向け | — | — | — | — |
| 地方三公社向け | — | — | — | — |
| 金融機関及び 第一種金融商 取引業者向け | — | — | — | — |
| 法人等向け | — | — | — | — |
| 中小企業等向け 及び個人向け | 26 | 940 | 16 | 1,139 |
| 抵当権付住宅ローン | — | — | — | — |
| 不動産取得等事業向け | — | — | — | — |
| 三月以上延滞等 | 5 | — | 3 | 1 |
| 証券化 | — | — | — | — |
| 中央清算機関関連 | — | — | — | — |
| 上記以外 | — | — | — | — |
| 合 計 | 32 | 940 | 20 | 1,140 |

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① 子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ② その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③ 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----|----------|-------|----------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | — | — | — | — |
| 非上場 | — | — | — | — |
| 合計 | — | — | — | — |

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| — | — | — | — | — | — |

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| — | — | — | — |

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| — | — | — | — |

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------------------------|-------|-------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | — | — |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | — | — |

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当J Aでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当J Aは、A L M委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
四半期末を基準日として、四半期毎でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当J Aは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当J Aでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイプ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、長期固定金利型の貸出金等の増加によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\blacktriangle)$$

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB：金利リスク | | | | | |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|-----|
| 項番 | | △EVE | | △NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1,958 | 1,804 | 101 | 81 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 2,030 | 1,852 | | |
| 4 | フラット化 | 0 | 0 | | |
| 5 | 短期金利上昇 | 0 | 0 | | |
| 6 | 短期金利低下 | 0 | 0 | | |
| 7 | 最大値 | 2,030 | 1,852 | 101 | 81 |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 8,946 | | 8,852 | |

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、開示しております。
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VI. 連結情報

1. 組合およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成

(1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

■グループの概況



(2) 組合の子会社等に関する事項

■子会社等について

| 会社名 | 業務内容 | 所在地 | 設立年月日 | 資本金 (百万円) | 組合出資比率 (組合グループ出資比率) |
|------------|------------|-----|-------------|--------------|------------------------|
| (株)新はこだて協同 | 生活・燃料・整備事業 | 北斗市 | 平成16年10月28日 | 3 | 100% (0.0%) |

注1) 組合グループの出資比率は当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の出資比率です。

2. 連結事業概況（令和3年度）

■直近の事業年度における事業の概況

(株)新はこだて協同は、平成24年2月1日より、JAの3事業（生活・燃料・整備）を移行しました。経済3事業の三原則であります（価格・品質・サービス）を基本に、安定供給に努め地域のお客様に愛される事業展開に努めてまいりました。

令和3年度（3事業）の営業売上高は52.6億円、売上総利益8.8億円の実績となり、本年度決算においては営業利益2,745万円となりました。

3. 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書・連結注記表 及び連結剰余金計算書

■連結貸借対照表 (2事業年度分)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | | | 負 債 ・ 純 資 産 の 部 | | | |
|---------|-------------|-------------|-------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和2年度 | 令和3年度 | | | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 信用事業資産 | 現金 | 633,113 | 700,925 | 信用事業負債 | 貯金 | 110,924,003 | 111,901,616 |
| | 預金 | 70,991,764 | 69,365,929 | | 借入金 | 753,515 | 635,272 |
| | 有価証券 | — | — | | その他信用雑負債 | 759,644 | 455,670 |
| | 貸出金 | 39,395,238 | 41,236,093 | | 債務保証 | 374,322 | 332,794 |
| | その他信用事業資産 | 512,698 | 469,954 | | 計 | 112,811,486 | 113,325,353 |
| | 債務保証見返 | 374,322 | 332,794 | 共済事業負債 | 340,778 | 350,603 | |
| | 貸倒引当金 | ▲ 386,957 | ▲ 389,625 | 経済事業負債 | 2,538,753 | 2,778,005 | |
| | 計 | 111,520,180 | 111,716,072 | その他負債 | 953,676 | 937,632 | |
| 共済事業資産 | 609 | 1,743 | 諸引当金 | 賞与引当金 | 57,722 | 57,331 | |
| 経済事業資産 | 3,660,221 | 4,331,969 | | 退職給付引当金 | 282,096 | 279,208 | |
| その他資産 | 625,578 | 686,421 | | 役員退任慰労引当金 | 43,721 | 36,994 | |
| 固定資産 | 4,493,106 | 4,415,437 | | 計 | 383,540 | 373,534 | |
| 外部出資 | 5,599,105 | 5,599,568 | 負債の部合計 | 117,028,235 | 117,765,129 | | |
| 繰延税金資産 | 165,279 | 169,077 | 出資金 | 3,305,538 | 3,268,546 | | |
| | | | 資本準備金 | 2,543 | 2,543 | | |
| | | | 利益剰余金 | 5,863,575 | 6,042,341 | | |
| | | | 処分未済持分 | ▲ 135,811 | ▲ 158,270 | | |
| | | | 株式等評価差額金 | ▲ 1 | ▲ 1 | | |
| | | | 純資産の部合計 | 9,035,844 | 9,155,159 | | |
| 資産の部合計 | 126,064,080 | 126,920,289 | 負債・少数株主持分及び資本の部合計 | 126,064,080 | 126,920,289 | | |

■連結損益計算書（2事業年度分）

（単位：千円）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 摘 要 |
|--------------|-------------|------------|------------|-----|
| 信用事業収益 | 資金運用収益 | 943,379 | 931,172 | |
| | （うち預金利息） | (5,963) | (2,830) | |
| | （うち受取奨励金） | (352,334) | (335,237) | |
| | （うち有価証券利息） | — | — | |
| | （うち貸付金利息） | (573,079) | (577,441) | |
| | （うちその他利息） | (12,002) | (15,662) | |
| | 役務取引等収益 | 36,323 | 40,126 | |
| | その他事業直接収益 | — | — | |
| | その他経常収益 | 57,754 | 50,730 | |
| | 計 | 1,037,457 | 1,022,029 | |
| 信用事業費用 | 資金調達費用 | 50,305 | 37,370 | |
| | （うち貯金利息） | (42,998) | (27,182) | |
| | （うち給付補填備金） | (262) | (244) | |
| | （うち借入金利息） | (5,819) | (5,034) | |
| | （うちその他支払利息） | (1,226) | (4,908) | |
| | 役務取引等費用 | 21,440 | 20,590 | |
| | 信用雑直接費用 | 0 | 0 | |
| | 信用雑経常費用 | 218,327 | 221,287 | |
| | 貸倒引当金繰入額 | — | 2,668 | |
| | 貸倒償却損 | 9,065 | 3,047 | |
| 計 | 299,139 | 284,963 | | |
| 信用事業総利益 | 738,317 | 737,065 | | |
| 共済 | 共済事業収益 | 577,395 | 581,441 | |
| | 共済事業費用 | 35,132 | 32,355 | |
| 共済事業総利益 | 542,263 | 549,086 | | |
| その他 | その他事業収益 | 14,449,601 | 15,789,859 | |
| | その他事業費用 | 11,883,711 | 13,277,502 | |
| その他事業総利益 | 2,565,890 | 2,512,357 | | |
| 事業総利益 | 3,846,471 | 3,798,508 | | |
| 事業管理費 | 3,483,222 | 3,526,462 | | |
| （うち人件費） | (2,448,854) | 2,484,640 | | |
| （うちその他事業費用） | (1,034,367) | 1,041,822 | | |
| 事業利益 | 363,248 | 272,045 | | |
| 事業外収益 | 216,963 | 229,218 | | |
| 事業外費用 | 94,911 | 93,016 | | |
| 経常利益 | 485,300 | 408,247 | | |
| 特別利益 | 34,806 | 79,781 | | |
| 特別損失 | 45,360 | 143,850 | | |
| 税引前当期利益 | 474,746 | 344,178 | | |
| 法人税、住民税及び事業税 | 119,465 | 87,997 | | |
| 法人税等調整額 | 649 | ▲ 3,798 | | |
| 当期剰余金 | 354,631 | 259,978 | | |

連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（R3年2月1日～R4年1月31日）

（単位：千円）

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|------------------------|-------------|--|
| 1 事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期利益 | 344,178 | この数字を基礎（スタート）として、以下の項目を加減算する |
| 減価償却費 | 273,083 | キャッシュの減少を伴わない費用のため加算 |
| 減損損失 | 81,440 | キャッシュの減少を伴わない費用のため加算 |
| 役員退職慰労引当金の増減額 | ▲ 6,727 | 引当金の増加（減少）は、加算（減算） |
| 貸倒引当金の増減額（▲は減少） | 4,280 | 引当金の増加（減少）は、加算（減算） |
| 賞与引当金の増減額（▲は減少） | ▲ 391 | 引当金の増加（減少）は、加算（減算） |
| 退職給付に関する負債の増減額（▲は減少） | ▲ 2,888 | 引当金の増加（減少）は、加算（減算） |
| 信用事業資金運用収益 | ▲ 931,172 | 資金運用は別に総額記載するため、収益額を減算 |
| 信用事業資金調達費用 | 37,370 | 資金調達は別に総額記載するため、費用額を加算 |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | ▲ 59,496 | 利息収入等は別に総額記載するため、収益額を減算 |
| 支払雑利息 | 2,099 | 利息支出は別に総額記載するため、費用額を加算 |
| 固定資産売却損益（▲は益） | 8,037 | 固定資産の取引は別に総額記載するため、加減算 |
| 固定資産圧縮損 | 26,288 | 非資金項目の損益を加減算 |
| 一般補助金 | ▲ 26,288 | 非資金項目の損益を加減算 |
| （信用事業活動による資産及び負債の増減） | | |
| 貸出金の純増（▲）減 | ▲ 1,840,855 | 貸出金の増加（減少）は、減算（加算） |
| 預金の純増（▲）減 | 462,000 | 貸出金の増加（減少）は、減算（加算） |
| 貯金の純増減（▲） | 977,613 | 貯金の増加（減少）は、加算（減算） |
| 信用事業借入金の純増減（▲） | ▲ 118,243 | 借入金の増加（減少）は、加算（減算） |
| その他の信用事業資産の純増（▲）減 | 34,297 | 資産の増加（減少）は、減算（加算） |
| その他の信用事業負債の純増減（▲） | ▲ 253,600 | 負債の増加（減少）は、加算（減算） |
| （共済事業活動による資産及び負債の増減） | | |
| 共済資金の純増減（▲） | 12,096 | 負債の増加（減少）は、加算（減算） |
| その他の共済事業資産の純増（▲）減 | ▲ 1,138 | 資産の増加（減少）は、減算（加算） |
| その他の共済事業負債の純増減（▲） | ▲ 2,272 | 負債の増加（減少）は、加算（減算） |
| （経済事業活動による資産及び負債の増減） | | |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増（▲）減 | ▲ 285,721 | 資産の増加（減少）は、減算（加算） |
| 棚卸資産の純増（▲）減 | ▲ 12,880 | 資産の増加（減少）は、減算（加算） |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減（▲） | 235,487 | 負債の増加（減少）は、加算（減算） |
| その他の経済事業資産の純増（▲）減 | ▲ 374,755 | 負債の増加（減少）は、加算（減算） |
| その他の経済事業負債の純増減（▲） | 3,764 | 負債の増加（減少）は、加算（減算） |
| （その他の資産及び負債の増減） | | |
| 未払消費税等の増減（▲）額 | ▲ 71,902 | 負債の増加（減少）は、加算（減算） |
| その他の資産の純増（▲）減 | ▲ 60,843 | 資産の増加（減少）は、減算（加算） |
| その他の負債の純増減（▲） | 36,624 | 負債の増加（減少）は、加算（減算） |
| 信用事業資金運用による収入 | 937,087 | 資金運用収入によるキャッシュの増加の総額 |
| 信用事業資金調達による支出 | ▲ 85,212 | 資金調達支出によるキャッシュの減少の総額 |
| 事業分量配当金の支払額 | ▲ 50,000 | 事業分量配当によるキャッシュの減少の総額 |
| 小 計 | ▲ 708,640 | |
| 雑利息及び出資配当金の受取額 | 59,496 | 利息・受取配当収入によるキャッシュの増加の総額 |
| 雑利息の支払額 | ▲ 2,099 | 利息支出によるキャッシュの減少の総額 |
| 法人税等の支払額 | ▲ 117,738 | 法人税等の支払いによるキャッシュの減少の総額 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | ▲ 768,981 | J Aの事業遂行によるキャッシュの増加（減少）の総額 |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 補助金の受入れによる収入 | 26,288 | 補助金の受入によるキャッシュの増加の総額 |
| 固定資産の取得による支出 | ▲ 309,791 | 固定資産の取得によるキャッシュの減少の総額 |
| 固定資産の売却による収入 | ▲ 1,388 | 固定資産の売却によるキャッシュの減少の総額 |
| 外部出資による支出 | ▲ 463 | 外部出資の取得によるキャッシュの減少の総額 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | ▲ 285,354 | J Aの有価証券、固定資産、外部出資の取得等によるキャッシュの増加（減少）の総額 |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 出資の増額による収入 | 41,595 | 出資金の増加によるキャッシュの増加の総額 |
| 出資の払戻しによる支出 | ▲ 80,763 | 出資金の減少によるキャッシュの減少の総額 |
| 持分の譲渡による収入 | 96,731 | 処分未済持分によるキャッシュの増加の総額 |
| 持分の取得による支出 | ▲ 68,039 | 処分未済持分によるキャッシュの減少の総額 |
| 出資配当金の支払額 | ▲ 31,212 | 出資配当によるキャッシュの減少の総額 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | ▲ 41,688 | 借入金、出資増減、出資配当によるキャッシュの増加（減少）の総額、事業活動と財務活動のキャッシュフローの調整残 |
| 4 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 0 | 為替差益（差損）はキャッシュの増減を伴わないため減算（加算） |
| 5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額） | ▲ 1,096,023 | 「1」～「4」の合計額。「6」と「7」の差額に一致する |
| 6 現金及び現金同等物の期首残高 | 6,702,837 | 期首におけるキャッシュの残高 |
| 7 現金及び現金同等物の期末残高 | 5,606,814 | 期末におけるキャッシュの残高 |

※この計算書におけるキャッシュとは「現金、当座預金、普通預金、通知預金」である。

※「資産の増加（減少）は減算（加算）」とは、税引前当期利益に含まれないキャッシュの減少（増加）のため、同利益に減算（加算）するもの。

※「負債の増加（減少）は減算（加算）」とは、税引前当期利益に含まれないキャッシュの増加（減少）のため、同利益に加算（減算）するもの。

※利息の収入支出、有価証券の取引などは、関係損益を税引前当期利益から控除したうえで、キャッシュの増減を総額で記載している。

■連結注記表（令和2年度）

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社・子法人等 1社
（株）新はこだて協同
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 2社
（有）厚沢部町農業振興公社
（株）青年舎
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - ① 連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
1月末日 1社
 - ② 連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しています。
連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っています。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
- (5) 連結調整勘定の償却方法及び償却期間
連結子会社等の設立時に100%取得しているため、連結調整勘定は発生していません。
- (6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
〔時価のないもの〕
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ② その他の棚卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税

■連結注記表（令和3年度）

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結される子会社・子法人等 1社
（株）新はこだて協同
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 2社
（有）厚沢部町農業振興公社
（株）青年舎
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 - ① 当JA及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年1月末日であります。
連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しています。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全部時価評価法を採用しています。
- (5) のれんの償却方法及び償却期間
連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生していません。
- (6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
〔時価のないもの〕
移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 購買品
売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ② その他の棚卸資産（貯蔵品）
最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法を採用しています。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税

法に規定する方法と同一の基準によります。

② 無形固定資産
定額法

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によります。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

法に規定する方法と同一の基準によります。

② 無形固定資産
定額法

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度に費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(6) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によります。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

(追加情報)

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法及び共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

3. 表示方法の変更

(1) 会計上の見積り開示会計基準の適用初年度

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

150,425千円

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、作成した計数計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

81,440千円

- ② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期収支見込を基礎に一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額はつぎのとおりです。

(単位：千円)

| 種 類 | 当 年 | H14.2.1以降累計 |
|---------|-------|-------------|
| 建 物 | — | 666,370 |
| 機 械 装 置 | 418 | 1,003,184 |
| そ の 他 | 7,370 | 555,029 |
| 合 計 | 7,788 | 2,224,583 |

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 96,572千円

子会社等に対する金銭債務の総額 512,924千円

(3) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 5,300千円

理事および監事に対する金銭債務の総額 一千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しています。

- ① 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
- ② 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
- ③ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。)の給付

(4) 貸出金に含まれるリスク管理債権

- ① 貸出金のうち破綻先債権額は5,891千円、延滞債権額は749,859千円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないも

5. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額はつぎのとおりです。

(単位：千円)

| 種 類 | 当 年 | H14.2.1以降累計 |
|------------|--------|-------------|
| 建 物 | — | 666,370 |
| 機 械 装 置 | 10,137 | 1,013,291 |
| その他の有形固定資産 | 16,181 | 571,210 |
| 合 計 | 26,288 | 2,250,871 |

(2) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 106,227千円

子会社等に対する金銭債務の総額 697,079千円

(3) 貸出金に含まれるリスク管理債権

- ① 貸出金のうち破綻先債権額は38,722千円、延滞債権額は740,711千円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないも

のとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未取利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

- ② 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
 なお、「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）です。
- ③ 貸出金のうち貸出条件緩和債権はありません。
 なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- ④ ①～③の合計額は755,750千円です。
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

| | |
|-----------------|-----------|
| 子会社等との取引による収益総額 | 135,600千円 |
| うち事業取引高 | 50,786千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 84,813千円 |
| 子会社等との取引による費用総額 | 68,682千円 |
| うち事業取引高 | 58,510千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 10,171千円 |

(2) 減損損失の状況

① グループの概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、事業用店舗は支店ごとに、一般資産としてグルーピングしています。

本店および農業関連施設（選果施設・ライスセンター・農業倉庫等）については、JA全体の共用資産としています。

農業関連施設は、地域の組合員によるJAの事業利用を促進させるとともに、JA全体の収益による回収を想定しているため、全体の共用資産としています。

賃貸資産および遊休資産は施設単位ごとにグルーピングしています。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

| 場所 | 物件名 | 用途 | 種類 | 備考 |
|-------|----------------------|-----|------|-----------|
| 厚 沢 部 | 厚沢部支店 大根洗浄プラシ | 事業用 | 機械装置 | 令和3年度処分予定 |
| 厚 沢 部 | 厚沢部支店 大根水槽補修 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 厚沢部支店 大根コンペアー | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 厚沢部支店 大根洗浄プラシ | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 厚沢部支店 大根洗浄貯水タンク修繕 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 大根洗浄選別機改修 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 大根ブラシ傾斜改修 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |

のとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未取利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

- ② 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。
 なお、「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）です。
- ③ 貸出金のうち貸出条件緩和債権はありません。
 なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- ④ ①～③の合計額は779,433千円です。
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 損益計算書関係

(1) 子会社等との取引高の総額

| | |
|-----------------|-----------|
| 子会社等との取引による収益総額 | 465,542千円 |
| うち事業取引高 | 362,584千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 102,957千円 |
| 子会社等との取引による費用総額 | 213,737千円 |
| うち事業取引高 | 202,085千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | 11,651千円 |

(2) 減損損失の状況

① グループの概要

当組合は、場所別の管理会計上の区分を基本に、事業用店舗は支店ごとに、一般資産としてグルーピングしています。

本店および農業関連施設（選果施設・ライスセンター・農業倉庫等）については、共用資産としています。

農業関連施設は、組合員による組合の事業利用を促進させるとともに、組合全体の収益による回収を想定しているため、全体の共用資産としています。

賃貸資産および遊休資産は施設単位ごとにグルーピングしています。

② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

| 場所 | 物件名 | 用途 | 種類 | 備考 |
|-----|------------------------|-----|-----|-----------|
| 本 店 | 本店事務所 | 事業用 | 建 物 | 令和4年度処分予定 |
| 本 店 | 事務所フロア コンセント移設 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 本 店 | 本店事務所 看板付属 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 本 店 | 本店事務所 改修工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 本 店 | 道南農業会館 昇降機改修工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | 事務所 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | 金融事務所階段ホール内 壁塗装修繕工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |

| | | | | |
|-------|----------------|-----|------|-----------|
| 厚 沢 部 | 大根製函機更新 | 事業用 | 機械装置 | 令和3年度地分予定 |
| 厚 沢 部 | 大根洗淨選別受入水槽改修工事 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 大根水中ポンプ | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 大根ロゴ用コンプレッサー | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 知 内 | 温風機15台 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 大 野 | 地温ボイラー7台 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 大 野 | 温風機9台 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |

| | | | | |
|-------|------------------------------|-----|------|---------------------------|
| 知 内 | 事務所（改修） | 事業用 | 建 物 | 令和4年度地分予定 |
| 知 内 | 事務所 改修 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | 知内支店事務所 トイレ改修工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | キューピクル内 高圧コンデンサー 取替え工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 知 内 | 花壇 | 事業用 | その他 | 〃 |
| 知 内 | 構内整備 | 事業用 | その他 | 〃 |
| 知 内 | 知内支店 高圧ケーブル 交換工事 | 事業用 | その他 | 〃 |
| 知 内 | 金庫内金庫 | 事業用 | その他 | 〃 |
| 大 野 | 大野支店 地温ボイラー | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 大 野 | 大野支店 温風機 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 大 野 | 大野支店 地温ボイラー | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 大 野 | 大野支店 温風機 | 事業用 | 機械装置 | 〃 |
| 八 雲 | 八雲町熱田17-2 | 事業用 | 土 地 | 回収可能価額 が帳簿価額を 下回った為 |
| 八 雲 | 八雲町熱田17-43 | 事業用 | 土 地 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 鷓支店事務所 | 事業用 | 建 物 | 店舗統廃合 |
| 厚 沢 部 | 館支店事務所 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店事務所 不動産取得税 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店事務所 裏倉庫 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店電気設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店電話設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店受変電設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店冷暖房設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店換気設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店給排水設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店衛生器具設備 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館支店外構工事 | 事業用 | その他 | 〃 |
| 若 松 | 資材店舗 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | プレハブ会議室 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚支店農業倉庫 1号屋根塗装工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚支店集出荷施設 屋根塗装工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 事務所改築工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 事務所下水道工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚支店事務所 エアコン | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚支店電子錠 システム | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚支店屋外 給排水工事 | 事業用 | 建 物 | 〃 |

| | | | | |
|-------|-----------------|-----|-----|-------|
| 若 松 | プレハブ会議室 エアコン | 事業用 | その他 | 店舗統廃合 |
| 知 内 | 木古内支店事務所 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 七 飯 | 大沼支店新築 | 事業用 | 建 物 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館町137-4 | 事業用 | 土 地 | 〃 |
| 厚 沢 部 | 館町140-1 | 事業用 | 土 地 | 〃 |
| 若 松 | 瀬棚町本町485-1 | 事業用 | 土 地 | 〃 |

③ 減損損失の認識に至った経緯

令和3年度で解体・処分を予定している資産を減損損失として計上しています。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

(単位：千円)

| 物 件 名 | 機械装置 |
|---------------------------------|-------|
| 厚 沢 部 支 店 大 根 洗 浄 ブ ラ シ | 111 |
| 厚 沢 部 支 店 大 根 水 槽 補 修 | 246 |
| 厚 沢 部 支 店 大 根 コ ン ベ ア ー | 1,573 |
| 厚 沢 部 支 店 大 根 洗 浄 ブ ラ シ | 562 |
| 厚 沢 部 支 店 大 根 洗 浄 貯 水 タ ン ク 修 繕 | 179 |
| 大 根 洗 浄 選 別 機 改 修 | 360 |
| 大 根 ブ ラ シ 傾 斜 改 修 | 41 |
| 大 根 製 函 機 更 新 | 165 |
| 大 根 洗 浄 選 別 受 入 水 槽 改 修 工 事 | 290 |
| 大 根 水 中 ポ ン プ | 52 |
| 大 根 ロ ボ 用 コ ン プ レ ッ サ ー | 28 |
| 温 風 機 15 台 | 563 |
| 地 温 ボ イ ラ ー 7 台 | 229 |
| 温 風 機 9 台 | 481 |
| 合 計 | 4,885 |

③ 減損損失の認識に至った経緯

令和4年度で解体・処分を予定している資産を減損損失として計上しています。また、土地（遊休）に関しては、回収可能価額が帳簿価額を下回った為、その差額を減損損失として計上しています。

鶯・館・瀬棚・木古内・大沼支店については、支店・施設の統廃合にともなって、使用する見込みがないことから、減損の兆候在りと判定され、減損損失として計上しています。

④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

(単位：千円)

| 物 件 名 | 建 物 | 構築物 | 機械装置 | 土 地 | 合 計 |
|---------------------|-------|-----|------|-----|-------|
| 本 店 事 務 所 | 3,432 | - | - | - | 3,432 |
| 事務所フロアコンセント移設 | 2 | - | - | - | 2 |
| 本店事務所看板付属 | 274 | - | - | - | 274 |
| 本店事務所改修工事 | 609 | - | - | - | 609 |
| 道南農業会館昇降機改修工事 | 77 | - | - | - | 77 |
| 事 務 所 | 9,405 | - | - | - | 9,405 |
| 金融事務所階段ホール内壁塗装修繕工事 | 508 | - | - | - | 508 |
| 事務所（改修） | 2,867 | - | - | - | 2,867 |
| 事務所改修 | 243 | - | - | - | 243 |
| 知内支店事務所トイレ改修工事 | 65 | - | - | - | 65 |
| キュービクル内高圧コンデンサー取替工事 | 192 | - | - | - | 192 |
| 花 壇 | - | - | - | 12 | 12 |
| 構 内 整 備 | - | - | - | 0 | 0 |
| 知内支店高圧ケーブル交換工事 | - | - | - | 398 | 398 |
| 金 庫 内 金 庫 | - | - | - | 43 | 43 |
| 大野支店 地温ボイラー | - | 109 | - | - | 109 |
| 大野支店 温風機 | - | 572 | - | - | 572 |
| 大野支店 地温ボイラー | - | 43 | - | - | 43 |
| 大野支店 温風機 | - | 48 | - | - | 48 |
| 八雲町熱田17-2 | - | - | 140 | - | 140 |
| 八雲町熱田17-43 | - | - | 1 | - | 1 |
| 鶯 支 店 事 務 所 | 1,633 | - | - | - | 1,633 |
| 館 支 店 事 務 所 | 6,611 | - | - | - | 6,611 |
| 館支店事務所 不動産取得税 | 232 | - | - | - | 232 |
| 館支店事務所裏倉庫 | 3,752 | - | - | - | 3,752 |
| 館支店電気設備 | 753 | - | - | - | 753 |
| 館支店電話設備 | 81 | - | - | - | 81 |
| 館支店受変電設備 | 520 | - | - | - | 520 |
| 館支店冷暖房設備 | 433 | - | - | - | 433 |
| 館支店換気設備 | 147 | - | - | - | 147 |
| 館支店給排水設備 | 254 | - | - | - | 254 |
| 館支店衛生器具設備 | 63 | - | - | - | 63 |
| 館支店外構工事 | - | - | - | 133 | 133 |
| 資 材 店 舗 | 1,108 | - | - | - | 1,108 |
| プレハブ会議室 | 387 | - | - | - | 387 |
| 瀬棚支店農業倉庫1号屋根塗装工事 | 1,928 | - | - | - | 1,928 |
| 瀬棚支店集出荷施設屋根塗装工事 | 1,357 | - | - | - | 1,357 |
| 事務所改築工事 | 854 | - | - | - | 854 |
| 事務所下水道工事 | 46 | - | - | - | 46 |

| | | | | | |
|-------------|--------|-----|-------|-----|--------|
| 瀬棚支店事務所エアコン | 58 | - | - | - | 58 |
| 瀬棚支店電子錠システム | 324 | - | - | - | 324 |
| 瀬棚支店屋外給排水工事 | 92 | - | - | - | 92 |
| プレハブ会議室エアコン | - | - | - | 33 | 33 |
| 木古内支店事務所 | 25,225 | - | - | - | 25,225 |
| 大沼支店新築 | 13,560 | - | - | - | 13,560 |
| 館町137-4 | - | - | 1,712 | - | 1,712 |
| 館町140-1 | - | - | 737 | - | 737 |
| 瀬棚町本町485-1 | - | - | 344 | - | 344 |
| 合計 | 77,108 | 773 | 2,936 | 621 | 81,440 |

⑤ 回収可能価額の算定方法

令和3年度で解体・処分を予定している資産については、備忘価格1円を残し全額減損しています。

(3) 追加情報

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、純投資目的（その他の有価証券）で保有しており、これらは発行体の信用リスクに晒されています。

借入金、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道、北海道信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、リスク管理室が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視

⑤ 回収可能価額の算定方法

令和4年度で解体・処分を予定している資産については、備忘価格1円を残し全額減損しています。また、土地（遊休）の回収可能価額は、正味売却価額を採用し、その時価は各市町村の固定資産税評価額に基づき算定しています。

令和3年度以降に統廃合をした店舗（資産）及び令和4年度に統廃合を予定している店舗（資産）については、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その時価は固定資産税評価額を補正して算定しています。

7. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けて運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、純投資目的（その他の有価証券）で保有しており、これらは発行体の信用リスクに晒されています。

借入金、組合員への貸出金の原資として借入れた、北海道、北海道信用農業協同組合連合会、日本政策金融公庫からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、リスク管理室が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視

したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が479,950千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が424,858千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|--------------|-------------|-----------|
| 預金 (* 1) | 70,991,764 | 70,993,267 | 1,503 |
| 貸出金 (* 2) | 39,400,614 | — | — |
| 貸倒引当金 (* 3) | ▲ 386,958 | — | — |
| 貸倒引当金控除後 | 39,013,656 | 42,022,207 | 3,008,551 |
| 経済事業未収金 (* 4) | 1,707,976 | — | — |
| 貸倒引当金 (* 5) | ▲ 14,066 | — | — |
| 貸倒引当金控除後 | 1,693,910 | 1,693,910 | — |
| 資 産 計 | 111,699,331 | 114,709,384 | 3,010,054 |
| 貯金 | 110,924,004 | 110,955,836 | 31,832 |
| 借入金 | 753,515 | 772,222 | 18,707 |
| 経済事業未払金 (* 6) | 1,868,090 | 1,868,090 | — |
| 負 債 計 | 113,545,609 | 113,596,148 | 50,539 |

(* 1) 預金については、貸借対照表に計上している現金及び預金より現金633,113千円を控除しています。
(* 2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している福利厚生貸付金5,375千円を含めています。
(* 3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(* 4) 経済事業未収金については、貸借対照表に計上している受取手形及び経済事業未収金より受取手形57,602千円を控除しています。
(* 5) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(* 6) 経済事業未払金については、貸借対照表に計上している支払手形及び経済事業未払金より支払手形535,728千円を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定して

(単位：千円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|--------------|-------------|-----------|
| 預金 (* 1) | 69,365,929 | 69,367,382 | 1,452 |
| 貸出金 (* 2) | 41,240,818 | — | — |
| 貸倒引当金 (* 3) | ▲ 389,626 | — | — |
| 貸倒引当金控除後 | 40,851,192 | 43,783,825 | 2,932,633 |
| 経済事業未収金 (* 4) | 1,993,769 | — | — |
| 貸倒引当金 (* 5) | ▲ 18,382 | — | — |
| 貸倒引当金控除後 | 1,975,387 | 1,975,387 | — |
| 資 産 計 | 112,192,509 | 115,126,595 | 2,934,086 |
| 貯金 | 111,901,616 | 111,918,666 | 17,050 |
| 借入金 | 635,272 | 647,964 | 12,692 |
| 経済事業未払金 (* 6) | 1,960,943 | 1,960,943 | — |
| 負 債 計 | 114,497,831 | 114,527,573 | 29,741 |

(* 1) 預金については、貸借対照表に計上している現金及び預金より現金700,925千円を控除しています。
(* 2) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している福利厚生貸付金4,725千円を含めています。
(* 3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(* 4) 経済事業未収金については、貸借対照表に計上している受取手形及び経済事業未収金より受取手形57,530千円を控除しています。
(* 5) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
(* 6) 経済事業未払金については、貸借対照表に計上している支払手形及び経済事業未払金より支払手形678,362千円を控除しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ハ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

います。

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によります。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| 外部出資(*) | 貸借対照表計上額 |
|---------|-----------|
| | 5,599,105 |

*外部出資は、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 70,991,764 | - | - | - | - | - |
| 貸出金(*1,2) | 4,571,107 | 2,883,454 | 2,597,897 | 2,234,877 | 1,938,438 | 24,746,686 |
| 経済事業未収金 | 1,707,976 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 77,270,847 | 2,883,454 | 2,597,897 | 2,234,877 | 1,938,438 | 24,746,686 |

(*1) 貸出金のうち、当座貸越324,751千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等428,152千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 貯金(*1) | 90,835,404 | 9,081,639 | 7,214,057 | 1,939,846 | 1,853,058 | - |
| 借入金 | 98,867 | 95,913 | 100,271 | 68,623 | 74,150 | 315,691 |
| 合計 | 91,357,371 | 9,177,552 | 7,314,328 | 2,008,469 | 1,927,208 | 315,691 |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券関係

有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれています。

(1) 有価証券の減損処理の状況

当期中において、9,781千円減損処理を行っています。有価証券の実質価額が取得価額に比べて著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められるものを除いて、全て減損処理しています。

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約による

ロ 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によります。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によります。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

| 外部出資(*) | 貸借対照表計上額 |
|---------|-----------|
| | 5,599,568 |

*外部出資は、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 預金 | 69,365,929 | - | - | - | - | - |
| 貸出金(*1,2) | 4,472,667 | 2,796,661 | 2,453,109 | 2,167,529 | 1,959,893 | 26,990,293 |
| 経済事業未収金 | 1,993,769 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 75,832,366 | 2,796,661 | 2,453,109 | 2,167,529 | 1,959,893 | 26,990,293 |

(*1) 貸出金のうち、当座貸越393,940千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等395,938千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|--------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 貯金(*1) | 90,195,118 | 6,916,624 | 10,095,056 | 1,521,599 | 3,173,217 | - |
| 借入金 | 92,864 | 95,053 | 69,950 | 70,891 | 39,099 | 267,413 |
| 合計 | 90,287,982 | 7,011,677 | 10,165,006 | 1,592,490 | 3,212,316 | 267,413 |

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約による

J A 退職金給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|-----------------------|---------------|
| 期首における退職給付債務 | ▲ 1,823,715千円 |
| ① 勤務費用 | ▲ 118,694千円 |
| ② 利息費用 | ▲ 2,650千円 |
| ③ 数理計算上の差異の発生額 | ▲ 5,755千円 |
| ④ 退職給付の支払額 | 200,929千円 |
| 調整額合計 (①～④の合計) | 73,828千円 |
| 期末における退職給付債務 (期首+調整額) | ▲ 1,749,887千円 |

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---------------------|-------------|
| 期首における年金資産 | 1,523,893千円 |
| ① 期待運用収益 | 10,401千円 |
| ② 数理計算上の差異の発生額 | ▲ 558千円 |
| ③ 特定退職金共済制度への拠出金 | 80,029千円 |
| ④ 退職給付の支払額 | ▲ 153,604千円 |
| 調整額合計 (①～④の合計) | ▲ 63,730千円 |
| 期末における年金資産 (期首+調整額) | 1,460,162千円 |

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|------------------------|---------------|
| ① 退職給付債務 | ▲ 1,749,887千円 |
| ② 特定退職金共済制度(J A 全国共済会) | 1,467,790千円 |
| ③ 未積立退職給付債務(①+②) | ▲ 282,096千円 |
| ④ 貸借対照表計上額純額 | ▲ 282,096千円 |
| ⑤ 退職給付引当金 | ▲ 282,096千円 |

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|------------------|------------|
| ① 勤務費用 | 118,694千円 |
| ② 利息費用 | 2,650千円 |
| ③ 期待運用収益 | ▲ 10,401千円 |
| ④ 数理計算上の差異の費用処理額 | 6,313千円 |
| 小計 (①～④の計) | 117,257千円 |
| ⑤ 臨時に支払った割増退職金 | 2,316千円 |
| 合計 (①～⑤の合計) | 119,573千円 |

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 63% |
| 株式 | 25% |
| 現金及び預金 | 6% |
| その他 | 6% |
| 合計 | 100% |

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|-----------|-------|
| ① 割引率 | 0.17% |
| ② 期待運用収益率 | 0.70% |

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,264千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和2年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、319,206千円となっています。

J A 退職金給付制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|-----------------------|---------------|
| 期首における退職給付債務 | ▲ 1,749,887千円 |
| ① 勤務費用 | ▲ 121,266千円 |
| ② 利息費用 | ▲ 2,646千円 |
| ③ 数理計算上の差異の発生額 | ▲ 5,350千円 |
| ④ 退職給付の支払額 | 121,368千円 |
| 調整額合計 (①～④の合計) | ▲ 7,894千円 |
| 期末における退職給付債務 (期首+調整額) | ▲ 1,757,781千円 |

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---------------------|-------------|
| 期首における年金資産 | 1,467,790千円 |
| ① 期待運用収益 | 10,445千円 |
| ② 数理計算上の差異の発生額 | ▲ 966千円 |
| ③ 特定退職金共済制度への拠出金 | 89,762千円 |
| ④ 退職給付の支払額 | ▲ 88,459千円 |
| 調整額合計 (①～④の合計) | 10,782千円 |
| 期末における年金資産 (期首+調整額) | 1,478,573千円 |

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|------------------------|---------------|
| ① 退職給付債務 | ▲ 1,757,781千円 |
| ② 特定退職金共済制度(J A 全国共済会) | 1,478,573千円 |
| ③ 未積立退職給付債務(①+②) | ▲ 279,208千円 |
| ④ 貸借対照表計上額純額 | ▲ 279,208千円 |
| ⑤ 退職給付引当金 | ▲ 279,208千円 |

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|------------------|------------|
| ① 勤務費用 | 121,266千円 |
| ② 利息費用 | 2,646千円 |
| ③ 期待運用収益 | ▲ 10,445千円 |
| ④ 数理計算上の差異の費用処理額 | 6,315千円 |
| 小計 (①～④の計) | 119,782千円 |
| ⑤ 臨時に支払った割増退職金 | 328千円 |
| 合計 (①～⑤の合計) | 120,111千円 |

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

| | |
|--------|------|
| 債券 | 64% |
| 株式 | 27% |
| 現金及び預金 | 3% |
| その他 | 6% |
| 合計 | 100% |

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

| | |
|-----------|-------|
| ① 割引率 | 0.17% |
| ② 期待運用収益率 | 0.65% |

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金29,277千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、293,887千円となっています。

8. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| 繰延税金資産 | |
|-------------|-------------------|
| 貸倒引当金超過額 | 4,637千円 |
| 賞与引当金 | 14,093千円 |
| 退職給付引当金 | 72,502千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 12,093千円 |
| 減損損失否認額 | 14,141千円 |
| 未収利息 | 70,803千円 |
| 期末手当 | 32,224千円 |
| 子会社将来減算一時差異 | 17,490千円 |
| その他 | <u>38,327千円</u> |
| 繰延税金資産小計 | 276,314千円 |
| 評価性引当額 | <u>▲111,034千円</u> |
| 繰延税金資産合計 | 165,279千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.31% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ▲1.73% |
| 事業分量配当金 | ▲2.91% |
| 住民税均等割・事業税率差異等 | 2.52% |
| 各種税額控除等 | ▲0.10% |
| 評価性引当額の増減 | ▲1.14% |
| その他 | 0.69% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 25.30% |

9. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| 繰延税金資産 | |
|-------------|-------------------|
| 貸倒引当金超過額 | 3,110千円 |
| 賞与引当金 | 13,978千円 |
| 退職給付引当金 | 71,170千円 |
| 減損損失否認額 | 34,469千円 |
| 子会社将来減算一時差異 | 18,448千円 |
| 未収利息 | 70,159千円 |
| 期末手当 | 19,423千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 10,066千円 |
| その他 | <u>29,985千円</u> |
| 繰延税金資産小計 | 270,811千円 |
| 評価性引当額 | <u>▲101,937千円</u> |
| 繰延税金資産合計 | 168,874千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.98% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ▲2.39% |
| 事業分量配当金 | ▲4.02% |
| 住民税均等割・事業税率差異等 | 3.48% |
| 各種税額控除等 | ▲0.24% |
| 評価性引当額の増減 | ▲2.64% |
| その他 | 0.69% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 24.52% |

■連結剰余金計算書
(2事業年度分)

(単位：千円)

| 科 目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------|-----------|-----------|
| (資本剰余金の部) | | |
| 1. 資本剰余金期首残高 | 2,543 | 2,543 |
| 2. 資本剰余金増加高 | — | — |
| 3. 資本剰余金減少高 | — | — |
| 4. 資本剰余金期末残高 | 2,543 | 2,543 |
| (利益剰余金の部) | | |
| 1. 利益剰余金期首残高 | 5,590,335 | 5,863,575 |
| 2. 利益剰余金増加高 | 354,631 | 259,978 |
| 当期剰余金 | 354,631 | 259,978 |
| 3. 利益剰余金減少高 | 81,391 | 81,212 |
| 配当金 | 81,391 | 81,212 |
| 役員賞与 | — | — |
| 4. 利益剰余金期末残高 | 5,863,575 | 6,042,341 |

4. 連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位：千円)

| 科 目 | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|------------|---------|---------|--------|
| 破綻先債権額 | 5,891 | 38,722 | 32,831 |
| 延滞債権額 | 749,859 | 740,711 | ▲9,148 |
| 3ヵ月以上延滞債権額 | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権額 | — | — | — |
| 計 | 755,750 | 779,433 | 23,683 |

注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金)をいいます。

注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

注3) 3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

注4) 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 連結事業年度の金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

| | 債権額 | 保 全 額 | | | |
|-------------------|--------|-------|-----|-----|-----|
| | | 担 保 | 保 証 | 引 当 | 合 計 |
| 令和2年度 | | | | | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 344 | 162 | 7 | 174 | 344 |
| 危険債権 | 417 | 307 | 23 | 86 | 417 |
| 要管理債権 | — | — | — | — | — |
| 小計 | 762 | 469 | 31 | 261 | 762 |
| 正常債権 | 39,164 | | | | |
| 合計 | 39,927 | 469 | 31 | 261 | 762 |
| 令和3年度 | | | | | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 412 | 216 | 7 | 188 | 412 |
| 危険債権 | 368 | 242 | 52 | 72 | 368 |
| 要管理債権 | — | — | — | — | — |
| 小計 | 780 | 459 | 59 | 261 | 780 |
| 正常債権 | 40,935 | | | | |
| 合計 | 41,716 | 459 | 59 | 261 | 780 |

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

注2) 危険債権

「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。

注3) 要管理債権

「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

注4) 正常債権

「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

注5) 部分直接償却

当JAでは部分直接償却は実施していませんが、参考として部分直接償却を実施した場合の計数を下記のとおり記載しております。

(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 増 減 |
|---------------------------------|-------------------|-------|-------|------|
| 部 償 分 却 直 接 後 | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 170 | 224 | 54 |
| | 危険債権 | 331 | 296 | ▲ 35 |
| | 要管理債権 | — | — | — |
| 合 計 | | 501 | 520 | 19 |

- ・当JAの不良債権比率は、令和3年度末1.87%となっております。
- ・なお、部分直接償却を行った場合の不良債権比率は、令和3年度末1.24%となります。
- ・不良債権に対する「担保、保証、引当金」による保全状況（いわゆるカバー率）は、令和3年度末100%となっております。

6. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標

(単位：千円)

| 項 目 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 連結経常収支（事業収益） | 16,932,645 | 17,326,986 | 17,253,925 | 16,064,455 | 17,393,327 |
| 信用事業収益 | 1,084,634 | 1,068,120 | 1,147,601 | 1,037,457 | 1,022,029 |
| 共済事業収益 | 631,009 | 632,037 | 624,746 | 577,395 | 581,441 |
| その他事業収益 | 15,217,001 | 15,626,827 | 15,481,577 | 14,449,600 | 15,789,857 |
| 連結経常利益 | 334,653 | 374,478 | 407,775 | 494,082 | 408,247 |
| 連結当期剰余金 | 230,648 | 264,186 | 348,694 | 354,631 | 259,978 |
| 連結純資産額 | 8,401,624 | 8,563,665 | 8,785,765 | 9,035,844 | 9,155,159 |
| 連結総資産額 | 119,611,374 | 122,629,416 | 123,538,056 | 126,064,080 | 126,920,289 |
| 連結自己資本比率 | 15.78% | 16.25% | 16.06% | 16.65% | 16.68% |

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

7. 連結事業年度の事業別経常収支等

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|-------|-------|---------|---------|
| 信用事業 | 経常収益 | 1,037 | 1,022 |
| | 経常利益 | 738 | 737 |
| | 資産の額 | 111,520 | 111,716 |
| 共済事業 | 経常収益 | 577 | 581 |
| | 経常利益 | 542 | 549 |
| | 資産の額 | 0 | 1 |
| その他事業 | 経常収益 | 14,449 | 15,789 |
| | 経常利益 | 2,565 | 2,512 |
| | 資産の額 | 14,543 | 15,202 |
| 合 計 | 経常収益 | 16,064 | 17,393 |
| | 経常利益 | 3,846 | 3,798 |
| | 資産の額 | 126,064 | 126,920 |

8. 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和4年1月末における自己資本比率は、16.68%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

| 項 目 | 内 容 |
|---------------------|-----------------------|
| 発 行 主 体 | 新函館農業協同組合 |
| 資 本 調 達 手 段 の 種 類 | 普通出資 |
| コア資本にかかる基礎的項目に算入した額 | 3,250百万円（前年度3,296百万円） |

当J Aは「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めます。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V. 自己資本の充実の状況」に記載しております。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

| 項 目 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--|-------|-------|
| コア資本に係る基礎項目 | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 8,943 | 9,053 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 3,296 | 3,250 |
| うち、再評価積立金の額 | — | — |
| うち、利益剰余金の額 | 5,863 | 6,042 |
| うち、外部流出予定額 (▲) | 81 | 80 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | ▲ 135 | ▲ 158 |
| コア資本に算入される評価・換算差額等 | — | — |
| うち、退職給付に係るものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 134 | 138 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 134 | 138 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| うち、回転出資金の額 | — | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 9,077 | 9,192 |
| コア資本に係る調整項目 | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額 | 18 | 16 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 18 | 16 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額 | — | — |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 退職給付に係る資産の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 18 | 16 |

| 自己資本 | | |
|---------------------------------|--------|--------|
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 9,059 | 9,175 |
| リスク・アセット 等 | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 47,870 | 48,507 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | - | - |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | - | - |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | - | - |
| うち、上記以外に該当するものの額 | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 6,530 | 6,473 |
| 信用リスク・アセット調整額 | - | - |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | - | - |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 54,401 | 54,981 |
| 連結自己資本比率 | | |
| 連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 16.65% | 16.68% |

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳 (単位：百万円)

| 信用リスク・アセット | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|----------------------------|-------------------|--------------------|---------------------------|-------------------|--------------------|---------------------------|
| | エクスポージャーの 期末残高 | リスク・ アセット額 a | 所要 自己資本額 b = a × 4% | エクスポージャーの 期末残高 | リスク・ アセット額 a | 所要 自己資本額 b = a × 4% |
| 現金 | 633 | — | — | 700 | — | — |
| 我が国の中央政府及び 中央銀行向け | — | — | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び 中央銀行向け | — | — | — | — | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | 1,536 | — | — | 1,737 | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | — | — | — | — | — | — |
| 我が国の政府関係機関向け | — | — | — | — | — | — |
| 地方三公社向け | — | — | — | — | — | — |
| 金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け | 72,319 | 14,463 | 578 | 72,178 | 14,435 | 577 |
| 法人等向け | 50 | 50 | 2 | 322 | 322 | 12 |
| 中小企業等向け及び 個人向け | 6,362 | 4,413 | 176 | 6,208 | 4,251 | 170 |
| 抵当権付住宅ローン | 12,377 | 4,318 | 172 | 12,228 | 4,267 | 170 |
| 不動産取得等事業向け | 683 | 681 | 27 | 658 | 658 | 26 |
| 三月以上延滞等 | 671 | 522 | 20 | 640 | 454 | 18 |
| 取立未済手形 | 24 | 4 | 0 | 11 | 2 | 0 |
| 信用保証協会等保証付 | 16,605 | 1,630 | 65 | 16,734 | 1,642 | 65 |
| 株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付 | — | — | — | — | — | — |
| 共済約款貸付 | — | — | — | — | — | — |
| 出資等 | 1,333 | 1,333 | 53 | 1,334 | 1,334 | 53 |
| (うち出資等のエクスポージャー) | 1,333 | 1,333 | 53 | 1,334 | 1,334 | 53 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |

| | | | | | | |
|--|---------|--------|-------|---------|--------|-------|
| 上 記 以 外 | 13,832 | 20,451 | 818 | 14,515 | 21,137 | 845 |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー) | 4,265 | 10,662 | 426 | 4,265 | 10,662 | 426 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 147 | 369 | 14 | 150 | 376 | 15 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | — | — | — | — | — | — |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 9,419 | 9,418 | 376 | 10,099 | 10,098 | 403 |
| 証 券 化 | — | — | — | — | — | — |
| (うち S T C 要件適用分) | — | — | — | — | — | — |
| (うち非 S T C 適用分) | — | — | — | — | — | — |
| 再 証 券 化 | — | — | — | — | — | — |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | — | — | — | — | — | — |
| (うちルックスルー方式) | — | — | — | — | — | — |
| (うちマンドート方式) | — | — | — | — | — | — |
| (うち蓋然性方式 250%) | — | — | — | — | — | — |
| (うち蓋然性方式 400%) | — | — | — | — | — | — |
| (うちフォールバック方式) | — | — | — | — | — | — |
| 経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額 | — | — | — | — | — | — |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲) | — | — | — | — | — | — |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | 126,430 | 47,870 | 1,914 | 127,271 | 48,507 | 1,940 |
| C V A リスク相当額 ÷ 8 % | — | — | — | — | — | — |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | — | — | — | — | — | — |
| 合計 (信用リスク・アセットの額) | 126,430 | 47,870 | 1,914 | 127,271 | 48,507 | 1,940 |

| オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉 | オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a | 所要 自己資本額 b = a × 4% | オペレーショナル・ リスク相当額を8% で除して得た額 a | 所要 自己資本額 b = a × 4% |
|---|--|---------------------------|--|---------------------------|
| | | 6,530 | 261 | 6,473 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母) 合計 a | 所要 自己資本額 b = a × 4% | リスク・アセット等(分母) 合計 a | 所要 自己資本額 b = a × 4% |
| | 54,401 | 2,176 | 54,981 | 2,199 |

注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5) 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

リスク管理の手法及び手続の概要

連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。

なお、J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P 14）をご参照ください。

① 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適 格 格 付 機 関 |
|--|
| 株式会社格付投資情報センター（R & I） |
| 株式会社日本格付研究所（J C R） |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s） |
| S & P グローバル・レーティング（S & P） |
| フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h） |

注1) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適 格 格 付 機 関 | カントリー・リスク・スコア |
|-------------------|---------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー(長期) | R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー(短期) | R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
（単位：百万円）

| | | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | | | |
|------------|----------------|----------------------|--------|------|----------------|----------------------|--------|------|----------------|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 法人 | 農業 | 1,348 | 1,283 | — | 33 | 1,409 | 1,329 | — | 31 |
| | 林業 | 20 | 20 | — | — | 13 | 13 | — | — |
| | 水産業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 製造業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 鉱業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建設・不動産業 | 1 | 1 | — | — | 1 | 1 | — | — |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 運輸・通信業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 金融・保険業 | 72,019 | 1,000 | — | — | 71,882 | 2,503 | — | — |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 1,536 | 1,536 | — | — | 1,737 | 1,737 | — | — |
| | 上記以外 | 5,828 | 229 | — | — | 4,826 | 227 | — | — |
| | 個人 | 35,319 | 35,039 | — | 638 | 35,394 | 35,068 | — | 608 |
| その他 | 10,355 | — | — | — | 12,006 | — | — | — | |
| 業種別残高計 | | 126,430 | 39,114 | — | 671 | 127,271 | 40,881 | — | 640 |
| 1年以下 | | 72,376 | 1,357 | — | — | 70,560 | 1,172 | — | — |
| 1年超3年以下 | | 1,731 | 1,731 | — | — | 1,697 | 1,697 | — | — |
| 3年超5年以下 | | 2,221 | 2,221 | — | — | 1,741 | 1,741 | — | — |
| 5年超7年以下 | | 1,979 | 1,979 | — | — | 1,957 | 1,957 | — | — |
| 7年超10年以下 | | 3,339 | 3,339 | — | — | 3,056 | 3,056 | — | — |
| 10年超 | | 27,809 | 27,809 | — | — | 30,547 | 30,547 | — | — |
| 期限の定めのないもの | | 16,971 | 673 | — | — | 17,710 | 709 | — | — |
| 残存期間別残高計 | | 126,430 | 39,114 | — | — | 127,271 | 40,881 | — | — |
| 信用リスク期末残高 | | 126,430 | 39,114 | — | — | 127,271 | 40,881 | — | — |

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| | 令和2年度 | | | | | | 令和3年度 | | | | | |
|---------|----------|-----------|-------|-----|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|-----|----------|
| | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 増減額 | 期末 残高 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 増減額 | 期末 残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 141 | 134 | — | 141 | ▲7 | 134 | 134 | 138 | — | 134 | 4 | 138 |
| 個別貸倒引当金 | 251 | 267 | — | 251 | 16 | 267 | 267 | 267 | — | 267 | 0 | 267 |

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

| | | 令和2年度 | | | | | | 令和3年度 | | | | | |
|--------|--------------------------|----------|-----------|-------|-----|----------|-----------|----------|-----------|-------|-----|----------|-----------|
| | | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 | 期首 残高 | 期中 増加額 | 期中減少額 | | 期末 残高 | 貸出金 償却 |
| | | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 法 人 | 農 業 | 17 | 17 | — | 17 | 17 | — | 17 | 17 | — | 17 | 17 | — |
| | 林 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 水 産 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 製 造 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 鉱 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建 設 不 動 産 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 電 気・ガ 斯・ 熱 供 給・水 道 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 運 輸 通 信 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 金 融 保 険 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 卸 売・小 売・飲 食・サ ー ビ ス 業 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 上 記 以 外 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 個 人 | 234 | 250 | — | 234 | 250 | — | 250 | 250 | — | 250 | 250 | 3 |
| | 業 種 別 計 | 251 | 267 | — | 251 | 267 | — | 267 | 267 | — | 267 | 267 | 3 |

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高
(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--|----------------|---------|--------|
| 信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高 | リスク・ウェイト 0% | 2,169 | 2,438 |
| | リスク・ウェイト 2% | — | — |
| | リスク・ウェイト 4% | — | — |
| | リスク・ウェイト 10% | 16,605 | 16,734 |
| | リスク・ウェイト 20% | 72,344 | 72,189 |
| | リスク・ウェイト 35% | 12,377 | 12,228 |
| | リスク・ウェイト 50% | 304 | 305 |
| | リスク・ウェイト 75% | 6,362 | 6,208 |
| | リスク・ウェイト 100% | 11,535 | 12,494 |
| | リスク・ウェイト 150% | 319 | 256 |
| | リスク・ウェイト 250% | 4,412 | 4,415 |
| | そ の 他 | — | — |
| | リスク・ウェイト 1250% | — | — |
| 自 己 資 本 控 除 額 | 18 | 16 | |
| 合 計 | 126,449 | 127,288 | |

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。

J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P14）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額 (単位：百万円)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-------------------------|--------------|-----|--------------|-------|
| | 適格金融 資産担保 | 保 証 | 適格金融 資産担保 | 保 証 |
| 地方公共団体 金融機構向け | — | — | — | — |
| 我が国の政府 関係機関向け | — | — | — | — |
| 地方三公社向け | — | — | — | — |
| 金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け | — | — | — | — |
| 法人等向け | — | — | — | — |
| 中小企業等向け 及び個人向け | 26 | 940 | 16 | 1,139 |
| 抵当権付住宅ローン | — | — | — | — |
| 不動産取得等事業向け | — | — | — | — |
| 三月以上延滞等 | 5 | — | 3 | 1 |
| 上記以外 | — | — | — | — |
| 合 計 | 32 | 940 | 20 | 1,140 |

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナルリスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P14）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。

J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P14）をご参照ください。

② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-----|----------|-------|----------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | — | — | — | — |
| 非上場 | — | — | — | — |
| 合計 | — | — | — | — |

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表の合計額です。

③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 令和2年度 | | | 令和3年度 | | |
|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| — | — | — | — | — | — |

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| — | — | — | — |

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|-------|-----|-------|-----|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| — | — | — | — |

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

| | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------------------------|-------|-------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー | — | — |
| フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー | — | — |

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。

J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P14）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB：金利リスク | | | | | |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|-----|
| 項番 | | △EVE | | △NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | 1,958 | 1,804 | 101 | 81 |
| 2 | 下方パラレルシフト | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | スティープ化 | 2,030 | 1,852 | | |
| 4 | フラット化 | 0 | 0 | | |
| 5 | 短期金利上昇 | 0 | 0 | | |
| 6 | 短期金利低下 | 0 | 0 | | |
| 7 | 最大値 | 2,030 | 1,852 | 101 | 81 |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 8,946 | | 8,852 | |

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、開示しております。
- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

VII. 役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

| | 支給総額(注2) | |
|-----------------|----------|-------|
| | 基本報酬 | 退職慰労金 |
| 対象役員(注1)に対する報酬等 | 64,577 | 6,606 |

(注1) 対象役員は、理事26名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員から選出された委員14人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職 員 等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当J Aの職員及び当J Aの主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注3）以上の報酬等を受ける者（注4）のうち、当J Aの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

（注1） 対象職員等には、当期に退職した者を含みます。

（注2） 「主要な連結子法人等」とは、当J Aの連結子法人等のうち、当J Aの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社及び経営上重要な連結子法人をいいます。

（注3） 「同等額」は、令和3年度に当J Aの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4） 令和3年度において当J Aの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3. そ の 他

当J Aの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

VIII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和3年2月1日から令和4年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年5月13日
新函館農業協同組合

代表理事組合長

横道 豊人



- ◆平成19年9月12日
上磯ライスターミナル乾燥施設竣工
- ◆平成19年10月29日
本店事務所が北斗市に移転
- ◆平成20年4月23日
熊石支店廃止
- ◆平成21年7月13日
北斗市トマト共選施設竣工式
- ◆平成21年11月2日
上磯支店リニューアルオープン
- ◆平成21年11月30日
鶉支店リニューアルオープン
- ◆平成22年8月6日
森支店馬鈴薯共選施設竣工式
館支店リニューアルオープン
- ◆平成24年2月1日
合併10周年を迎える
(有)新はこだて協同へ経済3事業移行
- ◆平成24年7月26日
ファーマーズマーケット「あぐりへい屋」オープン
- ◆平成24年10月15日
八雲支店資材店舗リニューアルオープン
- ◆平成24年11月12日
木古内支店リニューアルオープン
- ◆平成26年10月3日
JA新はこだてラッピングバス運行開始
- ◆平成27年9月30日
函館育ちライスターミナル低温農業倉庫新設工事落成式
- ◆平成29年1月12日
知内基幹支店ニラ共同調整包装施設新設工事竣工式
- ◆平成29年3月31日
上ノ国支店信用・共済窓口廃止
- ◆平成29年4月1日
上ノ国支店資材店舗移転オープン
移動金融車「JAライナー」稼働スタート
- ◆平成30年3月31日
乙部支店廃止
- ◆平成31年4月22日
新野菜広域流通施設（七飯町集出荷予冷施設）稼働
- ◆令和4年1月31日
金融店舗（鶉・館・東前）・資材店舗（鶉・館・大沼・大中山・落部・長万部）、
統廃合により閉店

X. ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。

なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

<組合単体 農業協同組合施行規則第204条関係>

| 開 示 項 目 | 記載項目 |
|---|-------------|
| ●概況及び組織に関する事項 | |
| ○業務の運営の組織 | I-3(①) |
| ○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 | I-3(⑤) |
| ○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称 | I-3(⑥) |
| ○事務所の名称及び所在地 | I-3(⑦) |
| ●主要な業務の内容 | |
| ○主要な業務の内容 | I-2 |
| ●主要な業務に関する事項 | |
| ○直近の事業年度における事業の概況 | II-1 |
| ○直近の5事業年度における主要な業務の状況 | II-2 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） ・ 経常利益又は経常損失 ・ 当期剰余金又は当期損失金 ・ 出資金及び出資口数 ・ 純資産額 ・ 総資産額 ・ 貯金等残高 ・ 貸出金残高 ・ 有価証券残高 ・ 単体自己資本比率 ・ 剰余金の配当の金額 ・ 職員数 | |
| ○直近の2事業年度における事業の状況 | III-2,3,4,7 |
| <ul style="list-style-type: none"> ◇ 主要な業務の状況を示す指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業粗利益及び事業粗利益率 ・ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 ・ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや ・ 受取利息及び支払利息の増減 ・ 総資産経常利益率及び資本経常利益率 ・ 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 ◇ 貯金に関する指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 ・ 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 ◇ 貸出金等に関する指標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ・ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ・ 担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額 ・ 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 ・ 主要な農業関係の貸出実績 ・ 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 ・ 貯貸率の期末値及び期中平均値 ◇ 有価証券に関する指標 | |

| 開 示 項 目 | 記載項目 |
|--|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 ・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高 ・有価証券の種類別の平均残高 ・貯証率の期末値及び期中平均値 | |
| ●業務の運営に関する事項 | |
| ○リスク管理の体制 | I-5 |
| ○法令遵守の体制 | I-5 |
| ○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | I-4 |
| ○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | I-5 |
| ●組合の直近の2事業年度における財産の状況 | |
| ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 | II-3 |
| ○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | III-5 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・破綻先債権に該当する貸出金 ・延滞債権に該当する貸出金 ・3か月以上延滞債権に該当する貸出金 ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | |
| ○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額 | 該当なし |
| ○自己資本の充実の状況 | V |
| ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | III-8 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券 ・金銭の信託 ・デリバティブ取引 ・金融等デリバティブ取引 ・有価証券店頭デリバティブ取引 | |
| ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | III-9 |
| ○貸出金償却の額 | III-10 |
| ○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨 | I-3(⑥) |

<連結（組合及び子会社等） 農業協同組合施行規則第205条関係>

| 開 示 項 目 | 記載項目 |
|--|---------|
| ●組合及びその子会社等の概況 | |
| ○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 | VI-1(1) |
| ○組合の子会社等に関する事項 | VI-1(2) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・名称 ・主たる営業所又は事務所の所在地 ・資本金又は出資金 ・事業の内容 ・設立年月日 ・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 ・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 | |
| ●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの | |
| ○直近の事業年度における事業の概況 | VI-2 |
| ○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況 | VI-6 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） ・経常利益又は経常損失 ・当期利益又は当期損失 ・純資産額 | |

| 開 示 項 目 | 記載項目 |
|--|------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 総資産額 ・ 連結自己資本比率 | |
| ●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの | |
| ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 | VI-3 |
| ○貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額 | VI-4 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻先債権に該当する貸出金 ・ 延滞債権に該当する貸出金 ・ 3か月以上延滞債権に該当する貸出金 ・ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | |
| ○自己資本の充実の状況 | VI-8 |
| ○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの | VI-7 |

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）>

| 開 示 項 目 | 記載項目 |
|--|--|
| ○自己資本の構成に関する開示事項 | V-1 |
| ○定性的開示事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本調達手段の概要 ・ 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 ・ 信用リスクに関する事項 ・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 ・ 証券化エクスポージャーに関する事項 ・ オペレーショナル・リスクに関する事項 ・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 ・ 金利リスクに関する事項 | I-6② I-6② I-5①, V-3① V-4① V-5 V-6 I-5④ V-7① |
| ○定量的開示事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本の充実度に関する事項 ・ 信用リスクに関する事項 ・ 信用リスク削減手法に関する事項 ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ・ 証券化エクスポージャーに関する事項 ・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 ・ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額 ・ 金利リスクに関する事項 | V-2 V-3②~⑤ V-4② V-5 V-6 V-7②~⑤ V-8 V-9 |

<連結（組合及び子会社等） 自己資本の充実の状況に関する開示項目（金融庁告示 農林水産省告示）>

| 開 示 項 目 | 記載項目 |
|--|--|
| ○自己資本の構成に関する開示事項 | VI-8(1) |
| ○定性的開示事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結の範囲に関する事項 ・ 自己資本調達手段の概要 ・ 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 ・ 信用リスクに関する事項 ・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 ・ 証券化エクスポージャーに関する事項 ・ オペレーショナル・リスクに関する事項 ・ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 | VI-1, 2 VI-8 VI-8 VI-8(3)① VI-8(4)① VI-8(5) VI-8(6) VI-8(7) VI-8(8)① |

| 開 示 項 目 | 記載項目 |
|---|--------------|
| ・金利リスクに関する事項 | VI- 8 (10) |
| ○定量的開示事項 | |
| ・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 | VI- 8 (1) |
| ・自己資本の充実度に関する事項 | VI- 8 (2) |
| ・信用リスクに関する事項 | VI- 8 (3)②～⑤ |
| ・信用リスク削減手法に関する事項 | VI- 8 (4)② |
| ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 | VI- 8 (5) |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項 | VI- 8 (6) |
| ・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 | VI- 8 (8)②～⑤ |
| ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額 | VI- 8 (9) |
| ・金利リスクに関する事項 | VI- 8 (10)② |